

平成 27 年

第 2 回定例輪之内町議会会議録

平成 27 年 6 月 12 日 開会

平成 27 年 6 月 19 日 閉会

輪之内町議会

第 2 回定例輪之内町議会会議録目次

6月12日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
報第1号	3
仁木小学校校舎大規模改修特別委員会の設置について	5
議案上程	6
町長提案説明	6
議第30号（提案説明・質疑・委員会付託）	10
議第31号（提案説明・質疑・委員会付託）	18
議第32号及び議第33号（提案説明・質疑・委員会付託）	19
議第34号（提案説明・質疑・委員会付託）	30
議第35号（提案説明・質疑・委員会付託）	32
議第36号（提案説明・質疑・討論・採決）	40
議第37号（提案説明・質疑・討論・採決）	46
議第38号（提案説明・質疑・討論・採決）	48
選第1号	49
請願第4号（提案説明・委員会付託）	50
散会	52

6月19日

議事日程	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員	53
欠席議員	53
説明のため出席した者	53

職務のため出席した事務局職員	5 4
開議	5 5
諸般の報告	5 5
一般質問	5 5
1 番 上野賢二君	5 5
9 番 森島正司君	6 0
3 番 浅野常夫君	7 3
6 番 田中政治君	7 5
2 番 古田東一君	8 3
議第30号から議第35号まで及び請願第4号（委員長報告・質疑・討論・採決） ..	9 2
発議第4号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 0 5
閉会	1 0 7
会議録署名議員	1 0 8

平成27年 6 月12日開会 第2回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成27年 6 月12日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報第1号 繰越計算書の報告について
(平成26年度輪之内町一般会計)
日程第5 仁木小学校校舎大規模改修特別委員会の設置について
日程第6 議案上程
日程第7 町長提案説明
日程第8 議第30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）
日程第9 議第31号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議第32号 平成26年度輪之内町水道事業の決算の認定について
日程第11 議第33号 平成26年度輪之内町水道事業の剰余金処分について
日程第12 議第34号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第13 議第35号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の制定について
日程第14 議第36号 輪之内町職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第15 議第37号 輪之内町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16 議第38号 輪之内町監査委員の選任について
日程第17 選第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第18 請願第4号 安全保障関連法案に関する意見書採択を求める請願

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
3番	浅野常夫	4番	高橋愛子
5番	小寺強	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	西松敏夫
会計管理者兼 税務課長	田中実	調整監兼 住民課長	岩津英雄
総務課長	兒玉隆	危機管理課長	森島秀彦
経営戦略課長	荒川浩	福祉課長	田中久晴
産業課長	中島智	建設課長	高橋博美
教育課長	松井均		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（高橋愛子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成27年第2回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、2番 古田東一議員、6番 田中政治議員を指名いたします。

○議長（高橋愛子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から6月19日までの8日間と決定いたしました。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、輪之内町土地開発公社の平成27年度事業計画及び平成26年度決算書類の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第4、報第1号 繰越計算書の報告について（平成26年度輪之内町一般会計）の行政報告を行います。

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、報第1号 繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

お手元に配付の繰越計算書の報告についてをごらんください。

報第1号 繰越計算書の報告について。平成26年度輪之内町一般会計について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。平成27年6月12日提出、輪之内町長。

繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)で地方自治法第213条第1項の規定によりまして、繰越明許費として27年度に繰り越すことをお願いした企画総務管理事業ほか7事業、総額4,514万5,000円につきまして、平成27年3月31日までの支出状況を精査し、未執行の歳出予算額とその財源がどうなっているかを御報告するものでございます。

この8つの事業といたしますのは、具体的に平成26年度、国の補正予算で交付の決定を受けた地域消費喚起・生活支援型交付金並びに地方創生先行型交付金を原資として第6号補正予算に計上したものでございます。

まず、企画総務管理事業につきましては、輪之内町総合戦略の策定、まちづくり創生アイデア募集、まちづくり創生事業、就職転職フェアをするものでございます。

次に戸籍住民基本台帳事業につきましては、出生児に対するお祝い品としてフォトスタンドを配付するものでございます。

次に社会福祉総務管理事業につきましては、婚活サポートを実施していくものでございます。

次に高齢者福祉対策事業につきましては、デマンドバスの利用を喚起、奨励していくもので、利用料の半分を支出するものでございます。

次に児童福祉総務管理事業につきましては、第3子以後の出生児につきまして、出産祝いの商品券を配付するものでございます。

次に商工振興事業につきましては、輪之内町プレミアム商品券の発行と徳川将軍家御膳米の販売に対して交付金を交付するものでございます。

次に観光推進事業につきましては、毎月第2・第4日曜に開催されております軽トラ朝市を支援するものでございます。

次に地域コミュニティ活性化推進事業につきましては、イオンビッグの空き店舗を多目的な施設として、お年寄りの憩いの場の提供、アンテナショップの開設、その他観光PRの施設として活用するものでございます。

御説明いたしました8事業、いずれも予算決議後から3月31日までの間に支出がなく、その全額を27年度に繰り越しております。

また、これらの財産内訳として、平成26年度に収入済みの特定財源はなく、27年度に収入する国庫支出金のほか、一般財源をそれぞれ繰り越しております。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

これで行政報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第5、仁木小学校校舎大規模改修特別委員会の設置についてを議題といたします。
仁木小学校校舎大規模改修について、9人の委員で構成する仁木小学校校舎大規模改修特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思いをします。

なお、本委員会は議会の閉会中でも調査・研究できるものとし、議会が本調査の終了を議決するまで継続して行うものとする。以上でございます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第5については、質疑・討論とも省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、仁木小学校校舎大規模改修特別委員会の設置については、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。

仁木小学校校舎大規模改修について、9人の委員で構成する仁木小学校校舎大規模改修特別委員会を設置し、これに付託して調査することについて御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、仁木小学校校舎大規模改修特別委員会の設置については、これを設置し、これに付託して調査することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前9時10分 休憩）

（午前9時11分 再開）

○議長（高橋愛子君）

会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置されました仁木小学校校舎大規模改修特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により議長において、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、仁木小学校校舎大規模改修特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより仁木小学校校舎大規模改修特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前9時12分 休憩)

(午前9時12分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

仁木小学校校舎大規模改修特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長 小寺強君、副委員長 浅野常夫君です。

○議長（高橋愛子君）

日程第6、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第7、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

6月に入り、小麦の黄金色と水田の緑色が鮮やかなコントラストを描く季節となってきました。つい先日も気象台から東海地方の梅雨入りを宣言されたところでございます。

議員各位には、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに平成27年第2回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の中を御出席賜り、ありがとうございます。

今議会の開会に際し、輪之内町政3期目を担うに当たっての私の所信の一端と本会議に提案いたしました議案の概略を説明させていただきます。

まずは提出議案の説明に先立ちまして、私の政策の概要を述べさせていただきます。

私は、平成19年に輪之内町長に就任して以来、期ごとに政策を大きく8項目に集約し、町民の皆様にご理解を求めてまいりました。3期目を担うに当たりましては8項目の政策を掲げております。

政策の根底にあるのは、言うまでもなく安全・安心のまちづくりであります。社会情勢の変化や災害のリスクに臨機に対応し、少しでも町民の皆様に安全で安心に日々の生活を送っていただけるように、でき得る限り最善の努力をさせていただき覚悟をしております。

それでは、8つの政策について順に御説明を申し上げます。

第1点目に、安全・安心・快適な輪之内を目指し、地震防災機能強化のため計画的なまちづくりの推進、大規模災害時における緊急輸送路等ネットワークの整備、農業生産活動により維持されているふるさとの自然保護と良好な生活環境の保全を図ってまいります。

第2点目に、地域情報化の推進のため、輪之内ケーブルテレビ網による迅速な情報提供、輪之内12チャンネルの番組内容の充実と地域情報発信力の強化を行ってまいります。

第3点目に、みんなが働きやすいまちづくりのために、国・県と連携した新たな企業誘致を推進し、地域で働く場の確保を図ってまいります。

第4点目に、暮らしやすいまちづくりのために、子育て環境の充実、認定こども園化の推進、高校生世代までの医療費無料化の継続、介護の必要なお年寄り、独居老人支援の拡充強化を図ってまいります。

第5点目に、ふるさとを愛する人づくりのために、地方創生を住民の皆さんとともに考え、ともに実行してまいります。また、小・中学校にエアコンの設置や大規模改修などの施設整備を推進し、学力向上等、特色ある小・中学校づくりへの支援拡充をしてまいります。

第6点目に、さらなる行財政改革を推進するために、無駄のない行政運営と財政基盤の強化、公共事業の仕分けによる次世代負担の軽減を図ってまいります。

第7点目に、効率的な広域行政の推進のため、広域基幹バスの機能強化、デマンドバスの利用促進、スマートインターチェンジ設置の側面的支援、(仮称)新養老大橋の構想推進と関連道路網の整備促進を図ってまいります。

第8点目に、住民本位の町政を推進するため、住民サービスのための役場窓口の時間延長の継続、住民と行政の協働による住みよいまちづくりの推進を図ってまいります。

以上が私の政策の一端であります。これらを適期を逃さず実行に移し、子育て環境を含む福祉環境日本一を目指して、「もっと誇りの持てる輪之内に」をキーワードに、職員ともども持てる力の限りを尽くしてまいります。どうか議員各位並びに町民の皆様のお理解と御協力を、よろしくお願いいたします。

さて、本日、提出させていただきました議案の内訳は、補正予算2件、決算認定等2件、条例の制定及び改正4件、選任1件の合計9件でございます。

それでは、順次、提案理由について御説明を申し上げます。

議第30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算(第1号)につきましては、既定の

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,069万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億3,569万7,000円と定めるものであります。

本年度は町長選挙の年でもありましたので、当初予算は投資的経費や政策的経費を抑えた骨格予算として計上いたしましたが、選挙も済み、本来の予算に編成し直すために予算の補正をお願いするものであります。

まず、今回の補正予算の中心であります土木費につきまして御説明をさせていただきます。

土木費の補正額は、総額で1億2,249万円を計上いたしました。道路舗装、道路側溝改良及び道路の新設改良のための調査費、測量設計委託料及び工事請負費等を主なものとして計上しております。

なお、先ほど8つの政策の中で述べさせていただきました（仮称）新養老大橋の構想推進と関連道路網の調査・検討のための関連予算及び県道安八・海津線から揖斐川堤防に連絡する道路網の整備のための調査予算を含めて計上いたしております。将来のまちづくりを視野に入れた補正予算であることに特段の御理解を賜りますようお願いいたします。

ほかには、橋梁の長寿命化を図るための補修工事に係る詳細設計の予算、それから排水路の改良工事費も計上しておるところでございます。

また、公共施設を町民の皆様に良好な設備環境で御利用いただくための予算として、デイサービスセンターの特殊浴槽や浴場ろ過装置等の修繕費として190万2,000円、児童センターに併設するローラースライダーの修繕費として184万5,000円、福束保育園のトイレの改修費用として100万5,000円、仁木コミュニティ防災センターのエアコン修繕費として185万8,000円を計上いたしております。

次に、住民の皆様の安全・安心に資するため、防災力の強化として小型動力ポンプ付積載車1台の更新の予算として969万円、防災備蓄倉庫2基分の439万1,000円、生命の危機を回避するために、各小・中学校の屋内運動場と輪之内体育センターにAEDを設置するための予算として157万7,000円を計上いたしております。

また、少子化対策が喫緊の課題として叫ばれる中、男性の不妊治療費の助成も含めて不妊治療のための補助金も50万円計上しておるところであります。

なお、当初予算に計上した中で平成26年度一般会計補正予算（第6号）に計上し、繰越明許費とした地域消費喚起・生活支援型交付金と地方創生先行型交付金関連の予算相当分については、今回、減額の補正をしております。

以上の歳出補正予算は、歳入において主にその繰越金を財源としております。

議第31号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,399万9,000円と定めるものであります。

補正予算の内容につきましては、平成27年4月の人事異動に伴う担当職員の人件費の不足分を増額補正するものであります。なお、その財源としては、一般会計からの職員給与費等繰入金で賄うこととしております。

議第32号 平成26年度輪之内町水道事業の決算の認定につきましては、平成26年度において給配水施設の維持補修などの工事を実施するとともに、清廉な水の安定供給と経費節減などの健全なる経営に努めた結果、事業収益1億2,656万8,000円、事業費用1億1,957万8,000円となり、損益計算による当年度純利益は302万7,000円となりました。

一方、資本的収支につきましては、収入が2,226万8,000円に対し、支出は、下水道工事に伴う配水管の布設がえなどの工事及び企業債償還金で9,504万3,000円となり、7,277万5,000円の不足が生じたので、消費税資本的収支調整額、減債積立金と過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。

議第33号 平成26年度輪之内町水道事業の剰余金処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、当年度未処分利益剰余金2億184万4,648円のうち、274万9,457円を減債積立金に積立処分をしようとするものであります。

議第34号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法による「輪之内町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、既設保育所を幼保連携型認定こども園に移行するために条例の制定をお願いするものであります。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとし、平成27年度中に認可手続等の準備を進めようとするものであります。

なお、幼保連携型認定こども園とは、単一の施設として小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設で、子供の健やかな成長が図られるよう適切な環境を提供し、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことも目的として設置するものであります。

議第35号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の制定につきましては、まち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、本町のまち・ひと・しごと創生に関する施策の総合的かつ計画的な実施等を図るため、輪之内町総合戦略推進委員会を設置しようとするものであります。総合戦略は輪之内町の生き残りをかけた重要なものであり、委員会において十分な議論を重ねてまいりたいと考えております。

議第36号 輪之内町職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、当該条例第2条の各区分ごとの定数内訳の表を改正するものであります。

議第37号 輪之内町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

議第38号 輪之内町監査委員の選任につきましては、識見を有する者として選任された監査委員の任期が平成27年7月12日をもって満了するため、識見者から監査委員を選任すべく、議会の同意を得ようとするものであります。

以上をもちまして提案説明を終わります。よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋愛子君）

日程第8、議第30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第30号、一般会計補正予算について御説明申し上げます。

お手元に配付の議案1ページをお開きください。

議第30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）。平成27年度輪之内町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,069万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,569万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年6月12日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

次の2ページから3ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

まず初めに、平成27年度の当初予算は、政策的・投資的な経費を抑えた骨格予算として編成し、さきの3月議会で議決をいただいたところでございますが、今回の補正予算は、この政策的・投資的経費を中心に追加し、今年度の本格的な行政執行に向けて予算計上したものでございます。

それでは、別添の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

先に歳出の補正について御説明を申し上げます。

事項別明細書6ページをごらんください。

款2.項1.目2.人事管理費につきましては、4月の人事異動に伴い、国民健康保険事業を担当する職員の人件費の当初予算との差額分299万9,000円を減額するものでございます。

次に、目8.基金費の103万8,000円は、平成26年度の寄附金額が確定したことに伴い、

ふるさと応援基金へ積み立てるものでございます。

次に、目9. 企画費の24万9,000円は、輪之内町寄附によるふるさと応援基金へ寄附された方への進呈品を充実させるために、進呈品の購入やPRに必要なパンフレット、チラシを印刷するものでございます。なお、このパンフレット、チラシは、東海4県の主要郵便局に設置していただく予定になっております。

次に、7ページをごらんください。款2. 項3. 目1. 戸籍住民基本台帳費は、今年度当初予算で出生児に対するフォトスタンドの配付について予算17万2,000円を議決いただいておりますが、先ほどの報第1号、繰越計算書についてで御説明申し上げましたように、同事業を地方消費喚起・生活支援型交付金の対象として、さきの3月議会の補正予算（第6号）で議決をいただき、今年度へ繰り越しさせていただいております。今現在としては重複しているわけですが、それを今年度の当初予算計上分の17万2,000円を減額するものでございます。また、今年度、戸籍システムを更新させていただきますが、現在使用しているラックで新システムが収納できる見込みのため、リース期間が満了するラックを安価に購入し、継続利用するために1万9,000円を計上するものでございます。

続いて、款3. 項1. 目1の社会福祉総務費は、さきの戸籍住民基本台帳費と同様、婚活サポート事業が地方創生先行型交付金の対象事業となるため、重複している今年度当初予算計上分の177万7,000円を減額するものでございます。また、デイサービスセンター修繕工事費の190万2,000円は、築17年が経過し、浴室、浴槽設備等の劣化による修繕のほか、臨時福祉給付金給付事業の平成26年度の事業費が確定したことに伴いまして、超過して交付を受けた国庫支出金を返還するために81万4,000円を計上するものでございます。

次に、目5の国民健康保険費の299万9,000円は、総務費の人事管理費でも御説明申し上げましたが、4月の人事異動に伴い、国民健康保険事業を担当する職員の人件費の差額分を国民健康保険事業特別会計に繰り出すものでございます。

続きまして、9ページをごらんください。款3. 項2. 目4の介護保険費の74万2,000円は、安八郡広域連合負担金として介護保険事業の低所得の方の保険料割合を引き下げ、その引き下げ分を国・県・町で負担することから負担金として計上するものでございます。

次に、目1の児童福祉総務費の244万9,000円は、土曜保育の保育時間延長に伴う人件費のほか、プラネットプラザ内にありますジェットローラースライダーの劣化による修繕工事費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の平成26年度の事業費が確定したことに伴いまして、超過して交付を受けた国庫支出金を返還するために計上したものでございます。

次に、目4の児童福祉施設費の161万7,000円は、3歳未満児の利用者数の増加に伴う

人件費のほか、福東保育園の園児トイレの改修に係る工事費、保育所の平成26年度運営費の確定に伴い、その超過して交付を受けた国庫支出金を返還するために計上するものでございます。

11ページをごらんください。款4.項1.目1の保健衛生総務費の50万円は、今年度から岐阜県一般不妊治療助成事業費補助金交付要綱が施行されたことに伴いまして、人工授精による不妊治療に係る費用の一部を助成するものでございます。

次に、款6.項1.目2の商工振興費の240万円減額、目3の観光推進費の807万2,000円の減額につきましては、戸籍住民基本台帳費のフォトスタンド、社会福祉総務費の婚活サポートと同様に、地方消費喚起・生活支援型交付金の対象事業となるため、重複している今年度当初予算分を減額するものでございます。

13ページをごらんください。款7.項2.目2の道路維持費の4,408万5,000円、目3.道路新設改良費の5,690万2,000円、目4の橋りょう維持費600万5,000円、目5の用悪水路費の1,549万8,000円は、いずれも骨格予算から外した投資的経費を計上するものでございます。これらの町内インフラを整備することで、快適で安全な生活環境を整備しようとするものでございます。

次に、款8.項1.目1の非常備消防費の101万6,000円は、機能別消防団員の活動時の安全を確保するために防火服を購入するものでございます。

また、目2の消防施設費の969万円は、20年が経過した第1分団第2班の積載車を更新するものでございます。

次に、目3の防災費の633万5,000円は、防災備蓄倉庫を2カ所に配備するほか、大吉新田水防倉庫の撤去に必要な費用を計上するものでございます。

次に、目5.防災センター管理費の185万8,000円は、仁木コミュニティ防災センターの空調機2台を更新し、利用しやすい環境を整備するものでございます。

15ページをごらんください。款9.項1.目1の教育委員会費の30万3,000円は、教育委員会の会議録作成業務を委託するものでございます。

次に、目2.事務局費の51万9,000円は、平成27年6月で期間が満了します小・中学校のインターネット等の保守業務を継続して委託しようとするために計上するものでございます。

次に、目2の体育施設費の157万7,000円は、利用される方の安全・安心を確保するため、小・中学校の屋内運動場、体育センターにAEDを5台設置するものでございます。

続きまして、歳入の補正予算について御説明申し上げます。

戻って、3ページをごらんください。

款13.項1.目1の民生費国庫負担金の37万円は、民生費で御説明いたしました介護保険事業の低所得者の保険料の引き下げに係る国庫分で、引き下がる2分の1に相当する額を計上するものでございます。なお、負担割合につきましては、国が2分の1、県及

び町がそれぞれ4分の1というふうになっております。

次に、目3の土木費国庫補助金の14万4,000円は、土木費の橋りょう維持費の橋梁3橋の修繕等に係るものでございます。

4ページをごらんください。款14.項1.目2の民生費県負担金の18万5,000円は、先ほど国庫支出金の民生費国庫負担金でも御説明申し上げましたが、介護保険料の低所得者の保険料引き下げに係る県の負担分でございます。

次に、目3の衛生費県補助金の20万円は、今年度から岐阜県一般不妊治療助成事業費補助金交付要綱により不妊治療費に係る補助金でございます。

最後になりますが、繰越金につきましては、歳入歳出全体を調整するため、1億3,979万8,000円を計上したところでございます。

以上で、平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回の補正予算は、当初予算が骨格予算であったということで、政策的な経費を今回追加されたということで、かなり大規模な追加になっておるわけですがけれども、そもそも、私、十分な理解をしていなくて申しわけないんですけれども、骨格予算とはどういうものなのか、政策的予算とはどういうものか。

要するに、今回、1億円以上の土木予算なども追加されておりますけれども、町民の多くの方からいろんな要望がたくさん出ておる、こういったことは政策的な予算であって、予算があったらやるというだけのことで、そういう意味の考え方なのかどうかと。だから、政策的予算と骨格予算の区別というものをどのように考えておられるのかということをお伺いしたい。

私は、真っ先に町民の要望といったものは、住みやすいまちづくりを進めていく上においては重要なことであるというふうに常日ごろ思っておるわけですがけれども、町長に当選したらやる、当選しなかったらやらないというようなものではないというふうに私は思っているわけですがけれども、その辺の考え方をお伺いしたい。

それから、工事の施工箇所といったことについては、当然委員会のほうで審査されると思いますので、当初予算のときに輪之内町の図面に落として、どことどこというような書類はいただいているわけですがけれども、今度委員会のほうにも新しい、今回追加さ

れる事業の施工箇所といったものをぜひ資料として提出していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それから、ふるさと応援基金積立金103万8,000円あるわけですけれども、これは今説明がありましたけれども、これは歳入のほうには、ちょっと今説明を聞き漏らしたのかもしれないけれども、これは一般財源になっていますけれども、103万8,000円の財源というのはどなたから寄附があったということだと思えるわけですが、寄附があったとすれば、これは歳入に上がってくるのではないかというふうに思ったわけですが、この辺の今説明の中でどういうふうな説明をされたのか、ちょっと十分聞き取れなかったので、もう一度、この103万8,000円の歳入についてはどのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

幾つか質問がありましたが、ちょっと整理させていただきます。

骨格予算、そして政策的予算、投資的予算という言葉を使っておりますが、その区別はということで、そういった中において町民の要望は継続してあるわけだから、それをその政策的経費云々ということで、この補正の時期に出してくるのはどういった意味があるのかということと、ふるさと応援基金の歳入はどうであったかということ。あと、要望として工事の施工箇所づけにつきましては、委員会で資料として出してもらいたいという御要望ということでよろしかったですか。

それでは、順次御答弁させていただきます。

まず、私ども財政として考えておりますのは、当初予算はいつもですと経常的予算、そしてその年における投資的予算というのをやるわけですが、御存じのように、4年に1回、首長選挙があるわけですが、そこで、今現在では、いわゆるマニフェストと言われる選挙公約をもって立候補されるわけですが、その首長がどういふふうになるかわからない。ひょっとしたら首長が変わるかもしれないということが十分予想されるわけですが、したがって、やっぱり首長となる方がその選挙公約をもって当選されるわけですから、その選挙の公約をもって事業を実施していただくということになるかと思っておりますと、当初からは、いわゆるそのやりたいということは投資的経費だろうと思っております。したがって、投資的経費を省いて、選挙後に一応政策的予算の分、いわゆる政策的予算イコール投資的予算というふうに理解しておりますが、そういうものを盛り込んで政策を実施していくというような展開になるかというふうに考えております。

あと、ふるさと基金につきましては、これは見てもらえるとわかるんですが、積立金

でございますので、今まで収入した分に対して基金へ積み立てるといふ支出でございますので、歳入は去年の分でございますので、今現在としては繰越金の中に入っているといふことでございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

別にここでそう突っ込んだ議論をするつもりはありませんけれども、今の政策的経費、あるいは骨格予算ということにつきまして、やはり政策的なものといえ、どちらかといえ、大規模改修とか、大きな仕事こそが政策的なものになるかと私は思っておるわけです。

町民の要望を常日ごろから、町民が住みやすいまちづくりにしていくためにも、身近な問題を取り上げてそれを改善していく、これが骨格予算だと私は思っておるわけですが、それは考え方の違いということになるかもしれませんけれども、私は大規模改修というようなものは政策的な予算であると。それから、町民の要望が真っ先に実現していくものだ。町長がかわろうとかわらまいと、それは進めていかなければならないものといふふうにご考慮しておるところであります。この辺は特に議論するつもりはございませんのでいいですけれども。

それともう1つ、繰越金が今回2億1,900万となるわけですが、繰越金の見込み額はどのくらいになっておるわけですか。それで、あとどのくらい残高があるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

先ほど政策的予算のことについて御発言がございました。確かにおっしゃるとおり、仁木小学校の大規模改修等、大型事業につきましては政策的予算と、投資的予算といふふうになるかと、私もその認識は異とするものではございませんが、これは補助金をいただくことになっておりますので、補助金をいただく要件として当初予算に計上しなければならないという要件がありましたので、この部分的な話ではありますけれども、仁木小学校の大規模改修工事につきましては、当初予算から計上させていただいたという経緯がございます。

身近な要望と申しますのは、もちろん私どもも町民の方の御要望に沿うべき負託を受けておりますので、その要望を実現していくというのは根底にあるものでございます。ただ、その中でいかに優先順位を取捨選択しながらやっていくということでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

繰越金につきましては、26年度の繰越金につきましては3億2,172万6,000円でございます。このうち、翌年度に繰り越すべき財源が753万2,000円でございますので、実質3億1,419万4,000円となります。

今現在、留保額は、先ほどの3億1,419万4,000円から、まず当初予算計上分8,000万円を差し引きしまして、さらに今回の1億4,069万7,000円を差し引きますと9,349万7,000円でございます。

なお、昨年度の同時期の留保額を見ますと1億8,015万9,000円ございました。その差額、8,666万2,000円少ないことになっております。したがって、私としましては、今後の町の財政運営は決して楽観視できるものではないというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

本来ですと委員会ということで御質問するわけですが、あえて本会議で御質問したいことが1点ございますので、お願いしたいと思います。

町長の提案説明も、ここはちょっと力を入れて御説明もありましたが、土木費の中で用悪水路の改良工事が予定されておるんですが、これは調査設計も委託という形で組まれておりますが、現状、特にこれは2枚当てになっているのか、3枚当ての設計なのかわかりませんが、近年の農業は、高規格農地でなければ、なかなか全ての農業の生産に対して非常に困難を来すという状態の中で、排水路の改良は大変重要なものだというところでございますけれども、近年行われております排水路の改良工事でも、現状、将来に向けて合っていないと私はずうっと思っておるんです。その2枚当てか3枚当てかが大きな分岐点になると。予算的にも3枚当てになれば、当然経費は増大するわけですが、一回やってしまうと、なかなかやり直しはできないということで、先を見据えた、そういう改良工事を進めなくては、ただやったではもうだめな時代に来ていると。

この2枚当ての計画は、ずうっと何年前からやられておるのか、私は知りませんが、最近、農政の大転換で中間管理機構による農地の集積も大きな話題を提供しておりますが、最近の発表によりますと、国のその計画は20%ぐらいしか進まなかったということで、なかなか出し手と受け手がうまくマッチングしないという大きな問題が、その中には、やはり農地が小さいとか、要するにほ場条件がよくないとかという中でうまくいかないという発表がありました。

そんな中、私も地域の中でやっておるんですが、再ほ場整備は、恐らく輪之内町でも、

今後しばらくは難しいと思っておりますが、近年は均平ということで農地の拡大、あぜを取って、その中で作業をしやすくするということがいろんなところで行われて、大変進んでおるんで結構だと私も思っているんですが、いかんせん悲しいかな、その排水対策については昔のまんまの設計、この設計委託をされる場合、どのような内容でこの設計委託をされるのかと。

均平をされる地域における委託とそうでない場所の委託は、多分角落としについても多少考え方が違うのかなと私は思っておるんですが、現況を見ていただくと特によくわかるんですが、角落としても、畦畔を歩くと、蹴つまずいて水路へはまってしまうぐらい角落としの位置があったり、いろんな状況で非常によろしくない。今後の設計については、そういうことも十分現状に合った設計をしていただくということと、先を見据えた設計で、予算はかかっても、メーター数を減らしてでも、やっぱり先につながることをやっていかないと、やりませただけでは、もうだめなところへ来ておるよということをお認めいただきたいと思って、委員会で質問してもよろしいんですが、本会議の中で、事業ですので骨格的なところをお尋ねしたいと思って、あえて質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

前回の議会におきましても、そのような御意見をいただきました。

まず、原則といたしましては、水路改良の場合、現状に合わせて行いますと、ほぼ2枚当てという状況になります。ただ、3枚当てのほうが深く水もとれるということでございますけれども、その承水路から流末に流れる河川の水位、ここがまずどのくらいの高さがあるかということ、これはその場所、水路によって違いますので、まずその現況を捉えまして、2枚当て、3枚当て、費用もかさみますけれども、この辺は検討しながら進めていきたいと思っております。

また、長い距離の水路になりますと県補助という形もございますので、これにつきましても県の方針がございます。県のほうとも協議して、できるものは進めていきたいと、その辺の意見をまた県のほうにも打診いたしまして、意見を聞きながら、できるものなるべく積極的に進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第30号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、

それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第9、議第31号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

議案の4ページをお開きください。

議第31号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。平成27年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,399万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年6月12日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

5ページから6ページにかけては、その補正額を款項別に示した表でございますので、詳細につきまして事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出のほうから御説明申し上げます。

この補正の内容といたしましては、平成27年4月の人事異動に伴う職員の人件費の不足分を増額補正しようとするものでございます。

歳出の4ページをお開きください。

補正額は299万9,000円の増額でございます。給料で149万9,000円の増、職員手当等で106万4,000円の増、共済費43万6,000円の増額でございます。

歳入につきましては、3ページのほうで一般会計からの繰入金299万9,000円でございます。これは職員の給与費等の繰入金でございます。これを財源として予算を補正しましたので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第31号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第10、議第32号 平成26年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第11、議第33号 平成26年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とします。建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

それでは、お手元に配付してございます平成26年度輪之内町水道事業会計決算書により御説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思えます。

議第32号 平成26年度輪之内町水道事業の決算の認定について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により町議会の認定に付します。平成27年6月12日提出、輪之内町長。

2 ページをお願いいたします。

議第33号 平成26年度輪之内町水道事業の剰余金処分について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により別紙のとおり処分する。平成27年6月12日提出、輪之内町長。

3 ページをお願いいたします。

3 ページ以降、順次説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、3 ページでございますが、平成26年度輪之内町水道事業決算報告書、これは消費税を含んでおります。金額につきましては、決算額のみとさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出で収入でございますが、第1款水道事業収益は、総額で1億

2,656万7,843円でございます。

下側の支出につきましては、第1款水道事業費は、総額で1億1,957万8,306円でございます。

この収入支出につきましては、5ページ、6ページの損益計算書で再掲することになります。

続きまして、4ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出の収入につきましては、資本的収入は、総額で2,226万8,335円でございます。

支出につきましては、資本的支出は、総額で9,504万3,527円でございます。

下の欄でございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,277万5,192円は、過年度分損益勘定留保資金6,695万6,454円、当年度分減債積立金184万1,027円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額397万7,711円で補填いたしました。

5ページにつきましては、消費税は含んでおりません。平成26年度輪之内町水道事業損益計算書、期間につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

まず、入りでございますが、営業収益は、給水収益とその他営業収益で1億182万8,792円。

出でございますが、営業費用は、(1)の原水及び浄水費から(6)その他営業費用までで、合計9,096万5,373円でございます。

営業利益としまして、営業収益から営業費用を差し引きました1,086万3,419円でございます。

営業外収益は、受取利息及び配当金と長期前受金戻入、この長期前受金戻入につきましては平成26年から新しく入ったものでございますが、これと雑収益を合わせました1,701万5,643円でございます。

6ページでございますが、営業外費用は、企業債支払利息と雑支出で865万880円です。経常利益としましては1,922万8,182円でございます。

5の特別損失としましては、(1)の手当、その他3項目合わせまして1,620万842円でございます。

当年度純利益は、経常利益から現金を伴わない5番目の特別損失を差し引きました302万7,340円となります。

当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金、それとその他未処分利益剰余金変動額を足した2億184万4,648円となります。

続きまして、7ページをお願いします。平成26年度輪之内町水道事業剰余金計算書、平成26年4月1日から平成27年3月31日まででございます。消費税は含んでおりません。

初めに、資本剰余金でございますが、工事負担金と受贈財産評価額と補償金のそれぞれ

れ前年度末残高は1億1,791万9,543円、6,080万1,000円、5億3,964万1,918円でございます。

また、当年度変動額につきましては、工事負担金はマイナス1億1,515万8,743円、受贈財産評価額はマイナス5,632万7,000円、補償金はマイナス5億3,964万1,918円でございます。

当年度末残高としまして、工事負担金は276万800円、受贈財産評価額は447万4,000円、補償金はございません。

次に利益剰余金、右側のほうでございますけれども、前年度末残高は、減債積立金と利益積立金はなく、未処分利益剰余金は2,778万4,476円でございます。

減債積立金の当年度変動額はマイナス184万1,027円、未処分利益剰余金の当年度変動額は1億7,590万1,199円でございます。

当年度末残高としまして、減債積立金と利益積立金はなく、未処分利益剰余金が2億184万4,648円ですので、資本合計としましては、当年度末残高は7億5,907万965円でございます。

次に、8ページをお願いいたします。平成26年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、前ページで示しましたように、当年度末の未処分利益剰余金は2億184万4,648円として残ります。このうち、議会の議決により現金としての経常利益分、6ページにございました1,922万8,182円でございますが、ここから現金ではない長期前受金戻入、これも5ページのほうで1,647万8,725円と申しましたが、これを差し引きました274万9,457円が減債積立金の積み立てとなりますので、その残りである1億9,909万5,191円が繰越利益剰余金となります。

この積立額についてでございますけれども、その理由を下記に記載いたしました。資金の裏づけ、現金の裏づけがないものは減債積立金に積み立てるべきではないということで、この現金だけの分、274万9,457円のみを積み立てることになりました。

裏づけがあるということはどういうことかといいますと、現金の動きのことを指します。経常利益から長期前受金戻入を差し引いた額のこととしまして、1億9,909万5,191円は、平成25年度に資産の修正をしたために計上されたものと、また平成26年度の会計制度改正によるものでございまして、実際の現金の動きはないため積み立てしないこととなります。

続きまして、9ページをお願いいたします。平成26年度輪之内町水道事業貸借対照表、平成27年3月31日現在のものがございます。

まず、資産の部でございます。1. 固定資産は、(1)の有形固定資産と(2)の無形固定資産及び(3)の投資その他の資産がございまして、固定資産合計としましては14億777万9,661円でございます。

2の流動資産は、(1)現金預金と(2)の未収金と(3)の貯蔵品で、流動資産合計としま

しては3億1,672万2,858円でございます。

資産の合計としましては、固定資産と流動資産を合わせました17億2,450万2,519円でございます。

続いて、10ページでございますが、負債の部でございます。3の固定負債は、(1)企業債と(2)の引当金で、固定負債合計は4億493万8,725円でございます。

4の流動負債は、(1)企業債と(2)の未払金と(3)の引当金で、流動負債合計は2,075万7,494円でございます。

5.繰延収益は長期前受金と長期前受金収益化累計額で、繰延収益合計は5億3,973万5,335円でございます。

負債合計としましては9億6,543万1,554円でございます。

続きまして、資本の部でございますが、6.資本金は5億4,999万1,517円でございます。

7の剰余金は、資本剰余金と利益剰余金がございます、剰余金合計としましては2億907万9,448円、資本合計は7億5,907万965円で、一番下、負債資本合計では17億2,450万2,519円となりました。

この貸借対照表につきましては、この後出てきますけれども、26ページの固定資産明細書、また企業債明細書と一致することになります。

続きまして、11ページ、12ページにつきましては、注記でございまして、当水道事業会計の財務諸表作成における基準や方法を示しております。

続きまして、14ページをお願いいたします。平成26年度輪之内町水道事業報告書の総括事項でございますが、営業内容としましては、事業収益が1億1,884万4,000円で、前年度と比較しますと1,572万3,000円の増額、事業費用は9,961万6,000円で、前年度と比較しますと166万3,000円の減額となります。損益計算書による純利益は302万7,000円になりました。

資本的収支については、収入2,219万円に対しまして支出は8,941万6,000円となりまして、不足額6,722万6,000円は、留保資金で補填いたしました。

以上につきましては、先ほどの3ページ、4ページの決算報告書で出てまいりました額の税抜きの金額となっております。

(2)でございますが、議会議決事項は、昨年度の議会への提出日と議決日を掲げてございます。

(4)の職員に関する事項につきましては、平成25年度、平成26年度とも事務職員1名でございます。

続きまして、15ページでございますが、工事の概況で、工事件数は12件、工事費の総額は7,020万2,928円でございます。これは消費税を含んでおります。

続きまして、16ページにつきましては、保存工事の概況、税込みでございますが、配

水管の修理から水源地の点検整備・修理まで41カ所、費用の総額は478万9,594円でございます。

下でございますが、(3)給水新設工事につきましては、給水新設が22戸ございました。廃止はゼロでございます。

続きまして、17ページでございます。業務でございますが、業務量としまして有収率は85%でございます。平成25年度は8月から11月にかけて漏水がございまして、配水量が増加したため有収率は低下しておりましたが、漏水箇所が判明しまして修繕いたしましたので、有収率は増加いたしました。

(2)(3)につきましては、先ほど5ページ、6ページでの損益計算書の再掲でございますし、まだこの後、21ページのほうでも出てまいりますので、そちらで説明させていただきます。

続きまして、19ページは経営分析及び財務分析についてでございますが、この中で1番、総収益対総費用比率は、経営の損益収支の状況でございまして、値が大きいほどいいということでございます。この率は平成25年度と比べまして下がっておりますが、これは平成25年度に総収益に過年度損益修正益が3,300万円ほど含まれておりまして、比率が高くなったというもので、制度改正によりまして過年度分を上乗せしたために上がったものでございます。平成26年度は、平成24年度とほぼ同じでございます。ちなみに、平成24年度は106.5%でございます。

3の供給単価でございますが、これは1立米の収益単価をあらわしております。ほぼ横ばいでございます。

それから4の給水単価でございますが、これは1立米当たりの費用単価をあらわしております。平成25年度は96円のところ、平成26年度は102円でございますが、これは平成25年度に比べ6円増加しております。これにつきましては、平成26年度におきましては、特別損失といたしまして費用に約1,620万円が含まれています。金額、現金ではございませんけれども、制度改正によりまして数字上のものとして1,620万円が含まれておりますので高くなったということでございますが、この1,620万円を差し引いて計算いたしますと87.5円になりますので、決して費用が高くなったというものではございません。特別損失につきましては今年度のみの数値ということでございますので、6ページにおきまして御説明したとおりでございます。

続きまして、20ページでございますが、大きく変動したものとしましては、12番の自己資本構成比率が74.7%から44%に減りました。この理由でございますけれども、これも会計制度の見直しによりまして、平成26年度は、剰余金のうち資本剰余金を長期前受金として負債の部に計上することになりました。これによりまして、当年度返納額として資本剰余金から差し引いたため、ここでいいます分子の部分、この計算の上の部分でございますが、ここが減少したことによりまして率が下がったものでございます。

それから、15番の流動比率でございます。これは企業の支払い能力等を示す値でございます。望ましい数字というのは、200%以上あれば望ましいとされております。これは25年度に比べまして下がったわけでございますが、この理由につきましては、流動負債がふえましたために、つまり流動負債は分母になりますが、この分母がふえましたために数値的に下がったものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。事業の推移でございますが、17ページ、18ページでも掲載しておりますけれども、給水人口と給水戸数、25年度と比べますと給水人口は161人減っております、給水戸数は123戸減っております。これは25年度と比較すると大きく減少しておりますけれども、これは今まで新規の水道加入者を人口、戸数とも前年の数値に加えておりました。転出や休止等における増減は、水道の建設課のほうでは把握できておりませんので、これについては反映されておりました。この算出方法でいきますと、建設課にお見えになる新規加入者のみがどんどんふえていくこととなりますので、これでは町の実際の人数、戸数と乖離してくるということで、今年度より、より正確で実態に即した算出方法ということで、その算出を町の転入・転出に合わせた、現在の町民の人口に合わせたものでございます。今年度よりその算出方法を一部変えましたので、今年度のみ大きな差が生じたわけでございます。

それから、年間給水量は113万9,724立米、年間事業収益は1億1,884万4,000円で、ここについてはふえております。これは長期前受金、事業収益でございますが、長期前受金戻入という現金でない収益がここに1,650万円ほど含まれております。この1,650万円というのは、また後で23ページのほうで出てまいりますけれども、この1,650万円が含まれているため、大きくふえているということでございます。

年間事業費用、一番右側でございますが、9,961万6,000円につきましては、18ページにも出てまいりました。この後、24ページ、25ページの営業費用と営業外費用でも出てまいりますので、御了解いただきたいと思います。

続きまして、22ページをお願いいたします。平成26年度輪之内町水道事業会計キャッシュ・フロー計算書でございます。期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

この計算書は現金の流れを意味しておりまして、主に企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れを示しております。収入と支出の状況を業務活動、つまり営業活動、投資活動、財務活動ごとに区分して表示しております。

まず、業務活動によるキャッシュ・フローでございますが、業務活動によりどれだけのキャッシュが生み出されたかを示しておりまして、キャッシュ・フロー額は6,384万5,212円でございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、業務活動以外での資産に係

る全ての資産の動きを示すもので、水源地の建設とか、布設した管渠等でございます。投資活動によるキャッシュ・フロー額は、マイナス4,980万2,581円でございます。

3の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、業務活動以外での負債と純資産の部に係る全ての資産の動きを示しておまして、借入金の返済増減等をあらわしておいております。財務活動によるキャッシュ・フロー額はマイナス1,899万4,900円で、マイナスとなるのは、平成26年度中の起債額よりも償還額が大きかったことにより債務残高が減少しているということになります。

この3つのキャッシュ・フロー額を差し引きした結果が平成26年度中の資金の動きであり、資金減少額はマイナス495万2,269円となります。資金期首残高から資金減少額を差し引きました3億459万9,921円が平成26年度における資金期末残高となります。

続きまして、23ページをお開きください。平成26年度輪之内町水道事業会計収益費用明細書でございます。これは消費税抜きでございます。

収益的収入でございますが、水道事業収益は、営業収益と営業外収益を合わせまして1億1,884万4,435円でございます。

営業収益の主なものは、給水収益として1億62万5,752円。

その他営業収益として、まず一般会計負担金100万円でございますが、これは消火栓の維持管理費でございます。次の手数料2万円につきましては、工事指定店の更新手数料2件分でございます。雑入につきましては、過年度分と下水道会計からの井戸メーター検針委託料が含まれております。

項の営業外収益の中の長期前受金戻入につきましては、5ページの損益計算書にもございましたけれども、1,647万8,725円でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。収益的支出につきましては、水道事業費としまして1億1,581万7,095円でございます。

目の原水及び浄水費の主なものとしまして、修繕費の175万6,388円は、水源地にございます薬注ポンプの修繕、浄水施設の塗装工事等でございます。動力費の1,233万1,151円は、水源地の電気代でございます。

また、その下、目の配水及び給水費の主なものとしましては、委託料で252万9,334円につきましては、水道管理システムの更新委託及び検針委託4回分でございます。修繕費267万8,423円は、16ページでも御説明いたしましたが、配水管、給水管の修繕費でございます。

総係費につきましては、職員1名分の給料等のほか、次のページをお願いいたします。委託料で330万1,800円につきましては、行政情報センターへのシステムに係る委託料と法改正に伴う指導業務委託料でございます。使用料及び賃借料の116万4,070円は、情報センターへの総合行政システム等ハンディターミナルシステム、また公営企業法会計システムの委託料でございます。

減価償却費の有形固定資産減価償却費の5,688万1,091円は、建物、構築物、機械、備品等でございます。

資産減耗費の節の固定資産除却費は112万6,800円で、石綿管の除却費でございます。

項の中に特別損失がございますが、特別損失としましては1,620万842円でございます。何回も申しますが、今年度のみの計上となります。

続きまして、26ページをお願いいたします。平成26年度輪之内町水道事業固定資産明細書でございますが、年度末償却未済高は、合計で14億777万9,661円でございます。これにつきましては、9ページの貸借対照表の固定資産で示しました額と一致しております。

下でございますが、平成26年度輪之内町水道事業企業債明細書でございます。未償還残高は合計で4億1,979万5,186円でございますが、これは10ページ、貸借対照表の負債の部にございます、固定負債の企業債と流動負債の企業債を合算したものと同額になります。この借入れにつきましては、第2水源地建設のための借入分でございます。

最後、27ページにつきましては、5月25日に監査委員の監査を受けておりますので、添付させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩いたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

浅野常夫議員より早退届が提出されました。ただいまの出席議員は8名で、議員定数に達していますので、引き続き会議を開きます。

日程第10、議第32号 平成26年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び日程第11、議第33号 平成26年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

制度が変わったのか、ちょっとよくわかりませんが、私たち決算の審査をする場合に、やはり前年度と対比してどうなっているかというのが大きな件になるわけですが、そういった意味で、制度が変わったから、そのまんま違った数字が出てきた

んでは比較ができないわけですが、委員会のほうで、ぜひとも制度改正後の25年度の決算と比較して増減がどうなっているかということをお知らせしていただきたいと思えます。

その中でもう1つお伺いしたいのは、ちょっと不勉強で申しわけないんですけども、長期前受金戻入というのが1,647万8,000円あるわけですが、これはどういう性格の金額なのかということをお伺いしたいと思います。これも含めての給水単価とか収益とかというのがなっているわけですが、それを全部、前受金を今年度の収入にしているのかどうかというのがちょっと理解できないものでお伺いしたいと思います。

それから、給水人口と給水戸数の話で、これも従来と考え方が変わったようなことを言われましたけれども、これも給水戸数というのは、これは考え方は関係なしに給水している家庭の数だと思うわけですが、そうやって考えるときに、17ページの業務量のところの給水戸数が減っているわけですが、16ページで廃止がゼロになっている。廃止がゼロであるのに、なぜ給水戸数が減るのか、その辺がちょっとつじつまが合わないと思えます。

それから、新設が22で廃止がゼロであれば、当然22ふえなきゃいけないわけですが、給水戸数が22ふえなきゃいけないのに給水戸数が減っている、なぜ給水戸数が減るのか。

それから、給水人口ですが、町報で確認した前年度、26年3月の人口が9,980人に対して、給水人口というのはどういうふうな数字かわかりませんが、9,789人は年間の平均の人数なのか、あるいは年度末の人口なのか。人口と戸数、これは年度末の数字なのか、どういう数字をここに書かれているのか。

年度末の世帯数は26年3月が3,071世帯で、それが2,935戸になっているんですね、25年度、それから26年度が27年3月の世帯数が3,136で2,812になっておるということですが、まだ水道の恩恵を受けていない世帯はどのように把握されているのか、どのくらいあるのかと。その水道の行き渡っていない世帯に対しては、今後どのようにしていこうとしているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

まず、長期前受金戻入とは何かということと、給水人口と給水戸数について従来と算出方法が変わった、新規と廃止からするとふえるはずではないか、それから給水戸数が26年度が減った理由、それと人口と戸数は年度末の数字か、また水道でない世帯はどれくらいあるのか、今後のその対策はどうするのか、こういった内容でよろしかったでしょうか。

まず、資料等の持ち合わせがございませんので詳しい数字等はわかりませんが、まず長期前受金戻入とはどういったものかにつきましては、これは現金としての収入ではなくて、補償金とか工事負担金、加入負担金等を資産の取得時に減価償却年数で割り戻した金額の当年度分、平成26年度分を計上しております。これは、物によってその取得年が違いますし、減価償却の耐用年数も違ってきますので、一概に何がどれだけというのはここでは言えませんけれども、あくまで現金としての収入ではなく、減価償却費に係るものでございます。

それから、給水人口の戸数について従来と算出方法を変えたのかというのと給水戸数が減った理由、これは同じ答弁で御理解いただけるかと思っております。

まず、今までの算出方法につきましては、前年の給水人口、給水戸数に対しまして、建設課に申し出がございまして新規加入届、それと廃止の届け、これによって増減してまいりました。廃止は当然少ないので、毎年、給水戸数、つまり新規加入が多いのでどんどんふえていくこととなります。住民課と違いまして建設課には、転出の際、届け出というのはございません。そのまま水道等を残していかれる方も見えますし、廃止というのは、例えば家を売るときに、水道も全部とめますよ、権利も全てなくしますよというのが廃止でございまして、そのまま水道を使える状態で転出される方は休止ということになります。休止の場合は、一旦その時点で水道をとめるというだけで人数的には減らしません。そうしますと、人は出ていっているのに廃止ではないので人口的には減らさないという状況が発生します。これは住民課に届け出がございまして転入・転出とはかけ離れてまいりますので、次第にその差は大きくなってまいります。それで、今年度より住民課の転入・転出、町の人口に合わせまして、輪之内町の水道で給水されていない福東川西と塩喰川西、それから井戸の世帯、この戸数と人数を現在の町の人口世帯から差し引きまして、逆に輪之内町の水道から給水しております、養老町大巻に数件ございまして、ここの戸数、世帯を足しまして、それを増減いたしました数字を今年度より給水人口、給水世帯といたしました。昨年までとは算出の方法が違いますけれども、今年度より、より正確でより実態に即した正しい数字になるようにということで見直しを行いました。この人口、戸数につきましては、年度末の人口、戸数でございまして。そういうことによりまして給水戸数が減った理由、これも今までと算出方法が異なりました結果が、この戸数、人口とも減った理由になるわけでございます。

それから、水道でない世帯はどれくらいあるのかということにつきましては、ここに資料等がございませんけれども、井戸等を使っている世帯につきましては、水道は原則として引き込みは自費工事で行っていただいておりますので、その工事の申し出がございましたら、自費工事の申請等については承認いたしますが、今、井戸を使っている世帯だけに対して町が持っていくというような積極的な方法については考えておりません。ただ、下水等の工事で近くまで行ったときに水道等が通れば、その家が引き込みの分に

については自費工事等をやるということで、水道に切りかえる方でございますれば、その辺については町のほうでもできる限りの協力はしていきたいと思っております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

詳細については、また委員会のほうで説明願いたいと思います。したがって、委員会においてわかるような資料を提出していただいて説明願いたいと。

先ほどの前受金戻入についても、減価償却費に関するものというふうに今お伺いしましたけれども、どういうことなのか、もう少し詳しく知りたいので、また資料で説明をお願いしたいと思います。

それから給水戸数については、今、3カ月ごとに1回、メーター検針をしてやっているわけですから、これは正確に容易にできるのではないかと。算出するのではなくて、伝票の数を数えれば、これは正確に出るんじゃないですか。それをこういうふうな計算の仕方をするというのは、ちょっと納得できないなというふうに思うわけですが。

それと、そうやって見た場合に、給水戸数がふえることによって町全体の会計にどういうプラスになるのかマイナスになるのか。事業者とすれば加入者がふえたほうが、本来言うなら経営上も安定すると思うわけですが、その辺のところを正確に把握するためにも正確な数字が欲しいと。先ほど言われたような前年度の数字に廃止とか休止を増減するだけではなくて、実際に水道メーターを検針している戸数を把握すれば、容易にそれは正確な数字が出てくるものというふうに思うわけですが、その辺のところをどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

まず、給水戸数の検針により正確な戸数の把握をということでございますが、全てが1世帯1メーターのところばかりではございません。アパートなんかは共同メーターということで、1つしか大きいメーターがついておりません。それによって、アパート5世帯、10世帯という方が入っている場合もございます。それで、メーターの数イコール世帯の数というわけにはまいりませんので、その辺は実際に人口の出入りがございます。転入・転出を加味してやったほうがより正確ではないかということで、そういう算出方法にいたしました。

また、給水戸数の数字ということで、加入者がふえれば経営が安定するということでございますが、これにつきましても、当然給水戸数がふえれば収入がふえるわけござ

いますが、その家のために工事をして持っていくとなりますと、何十万、何百万という費用がかかりますので、これは過去から水道につきましては、引き込みは自費工事ということでお願いしておりますので、この方針を変更するという、これは現在のところ思っておりません。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

給水戸数がふえたほうが経営安定上いいんじゃないですか、そのことをお聞きしているんですけども、その辺はどうですか。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

給水戸数がふえれば、当然使用料がふえますので、収入的にはふえて安定するということは間違いございません。そのための費用をかけるというところまでは考えていないということでございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第32号及び議第33号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 平成26年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第33号 平成26年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第12、議第34号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

それでは、説明させていただきます。議案書の8ページでございます。

議第34号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について。輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。平成27年6月12日提出、輪之内町長でございます。

本条例の制定につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づくものでございます。幼保連携型認定こども園を設置するに当たりまして、その法律に基づいて、設置及び管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

それでは、本条例案の内容につきまして、順次説明をさせていただきます。

まず、第1条では条文の趣旨につきまして定めております。

第2条では、用語の定義でございます。

第3条でこども園の名称と位置を定めています。

第4条でこども園で行うべき事業について定めております。

第5条では、こども園に入園できる子供について定めております。

第6では、第4条で定めるこども園で行う事業の利用料等の徴収について定めております。

第7条で利用料等の減免について定めております。

附則におきまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものとし、またこの条例の施行に伴いまして、輪之内町保育所の設置及び管理に関する条例を廃止することを定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは、これまでの保育園の名前をこども園とすることだと思いますけれども、この認定こども園は、名称が大藪、福束、仁木のこども園ということですが、これは輪之内町立ということではないのでしょうか。今までは輪之内町立保育園だと思いますけれども、要するに民間のこども園というふうに、民間委託するとか、そういうことがあるのかどうか。町立であれば、委託となるかどうかわかりませんが、あくま

でこれは公営だというふうで理解してもいいかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

福祉課長 田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

これにつきましては、公立のこども園ということで計画を進めております。

（「議長」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

指定管理者とか、そういうことは考えていないということで、将来的にそういうことは考えられるのかどうか。当面考えていなくても、将来的にそういうことを考えるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

福祉課長 田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

現在は、28年度に向けて公立のこども園の計画を進めてまいっているところでございます。

御質問の指定管理者につきましては、もちろん選択の中の一つとしてあると思いますが、まだ現在はそこまでの具体的な計画は持っておりません。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第34号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生委員常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第13、議第35号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の制定についてを議題と

します。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議案書11ページをお開きください。

議第35号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の制定について。輪之内町総合戦略推進委員会設置条例を次のように定めるものとする。平成27年6月12日提出、輪之内町長。

今回の条例の制定の趣旨につきましては、町長提案理由のとおりでございます。この条例につきましては、8条から成る構成としてございます。

それでは、その内容について御説明をいたします。12ページをお開きください。

第1条におきましては設置目的を定めておりまして、条例の内容を要約するとともに、その目的を規定いたしております。

第2条では所掌事務を定めておりまして、第1号では人口ビジョン及び今年度を含めた向こう5年間の総合戦略を策定すること、第2号では、策定した人口ビジョン及び総合戦略の効果検証を行うことを、それぞれ規定しております。

第3条では、推進委員会の組織の人員構成について規定をしております。

第4条では、推進委員会の委員の任期について定めております。この総合戦略の策定においては、平成26年12月27日の閣議決定によりまして、向こう5年間の総合戦略を策定するよう要請されておるところでございますが、その内容においては、重要業績評価指標（キー・パフォーマンス・インディケーター）、KPIを立てまして、PDCAサイクルをもって検証、改善する仕組みを構築されたい旨、要請をされていることから、第2条第2号でも記載してございますが、効果検証を行うため、5年間の任期を設定したものでございます。

第5条では、委員会における委員長及び職務代理者について定めております。

第6条では、委員会の運営事項について定めております。

第7条では、庶務の処理担当所管課、経営戦略課を定めております。

第8条では、条例に規定されている事項、その他運用に必要な事項がある場合、町長が定めることについての規定をいたしております。

最後に附則でございますが、第1項では施行期日を定めておりますが、向こう5年間の計画で時限的なものでございますので、平成31年度末日をもって効力を失する旨、定めております。第2項では、最初に行う委員会の招集について定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

簡単なことでちょっとお尋ねしていきたいんですが、総合戦略推進委員会というのは、総合計画審議会とか、いろいろよく似通ったような審議会とか委員会が設けられておるんですが、総合計画を推進する上に必要な内容の検討をするということなのか。それとも、上位法か、内閣決定とか、何かいろいろおっしゃっていたみたいですが、PDCAとかKPIとか、横文字の頭文字が並んでおると思うんですが、同じ委員会付託であろうとも、最初に提案されたときに、きちっとある程度のことは言ってもらわんと、委員会付託だからということでも略してしまうと、もう何もここで提案で質問する必要もないという前提で説明されておるみたいなので、余り耳ざわりがよくないので、初めての事柄については、ある程度、聞きなれない言葉、初めて聞く言葉については、やっぱり少しは、幾ら最初といえども、後、委員会があろうとも、そこら辺のことは言っていたかんと、それに対する委員会までに、勉強するというようなことは余りできませんけれども、下調べぐらいはできることもあるかもしれませんので、やっぱり教えていただかんとだめだと私は思うんです。

これは、先ほど言いましたように、5年間の総合戦略ということで言ってみえますけれども、この位置づけたるは、これで決まったというか、答申が出たときにはどういう位置づけでこれを推進される、この設置条例ですかね。そこら辺のことは少しお聞きしたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、説明が雑駁過ぎて内容がよくわからんということでもありますので、ちょっとかいつまんで説明させていただきます。

この総合戦略、国が言っておるのは、まち・ひと・しごと創生法というのが平成26年11月21日に成立、そして28日に施行されております。この法律の背景としましては、人口減少問題、東京一極集中、雇用、働き方の問題を解決しなきゃいけないということで国が制定された背景があります。

その人口減少問題について言うならば、輪之内町でも人口減少におけるデータとして、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研というところがございますが、その推計値では、平成52年（2040年）には9,276人になる。

また、日本創成会議、元総務大臣の増田寛也氏が座長として務めておられます会議でございますが、いわゆる増田レポートによりますと、同じく平成52年に輪之内町でも9,089人に減少するというデータが発表されておるところでございます。

そういった意味から、人口減少は全国的なトレンド（傾向）でございますので、今後、輪之内町だけが人口がふえるということは、可能性は、ほぼゼロというふうに認識をしております。

そうしたことから、この創生法が施行されたことを機会に、まち・ひと・しごと創生法の第10条では、国が人口長期ビジョン、イコール人口ビジョンでございますが、そして総合戦略を定めるので、市町村においても、その地域の特性に合った人口ビジョン、そして総合戦略を策定するよう努められたいということで法律が施行されたわけでございます。

そういうことから、輪之内町でもそういった人口減少といった状況を再認識して、これからどうした手を打つべきか考えなければいけない時期に来ていることが掲げられおります。したがって、今回、こういった計画をつくって、次世代に安心してこの輪之内町に住み続けられる計画が必要と判断しましたので策定しようとするもので、その策定に当たりまして、各界からいろんな意見を聞きなさいと。お役所が独自で勝手につくってしまうのではなしに、国の要請ですと産学官言労金といいまして、産業界とか、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等から成る組織を編成して、そして地域の住民の方を入れて、そして幅広く意見を聞きながら、そういった5年間の計画をつくってくださいという要請を受けてやるものでございます。そして、その意見を交わす場として、この推進委員会を立ち上げてやりたいというふうに考えておるわけでございます。

上位法関連でいいますと、先ほど総合計画という話が出ましたけれども、総合計画につきましても、地方公共団体の総括的な振興とか発展などを目的としたものであって、この総合戦略につきましても、人口減少をどう克服するか、そして地方をどう創生するかということを目的としておりますので、目的とか含まれる政策の範囲というのは必ずしも同じではございません。そして総合戦略をつくるに当たって、今、国から要請されているのは、いわゆる数値目標を、定量的に判断、評価できる目標値を定めなさい。重要業績評価指標と言います。これを略して、先ほど言いましたように、KPIというふうに言います。そして、その目標にした数値がもし達成できないということであつたら、PDCAと言いまして、プラン・ドゥー・チェック・アクションということでございますが、そういった中で、何がいけなかったのか、じゃあここをこうすればいいんじゃないかというような、また検証を行って、その政策を推進していくという流れでございます。したがって、総合計画とはちょっと異とするものでございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

経営戦略課長の御説明はよくわかったようなわからんようなものですが、数値目標とか、いろいろなものをつくって、検証しながら次に向かうということですが、これは先ほどこから課長がおっしゃっておる、町が策定しておる総合計画とは物が違うというふうにおっしゃっておるんですが、総合計画は、それなら何のためにあるか。それが総合戦略推進委員会で人口ビジョンが、主にまち・ひと・しごと創生法ということですが、これは全て総合計画と言葉が違うだけで、町の発展を期することが人口の増加につながるし、仕事の創生も当然そこに入ってくるでしょうし、町がよくなるのもそこに入ってくるでしょうし、それは言葉が違うだけで、ほかにぽっと浮かび上がりませんが、恐らくこの推進委員のメンバーの方は、かなりの学識と、輪之内町に対するいろんな特性も熟知された方がなられることだと思うんですが、国際情勢も多分熟知された総合的なお方がなられるとは思いますが、私ども輪之内町に住んでおる者が総合計画に携わって、私も十何年議員をやらせていただいておりますが、それもなかなか進捗できないのに、いろんな中身をどんどんつくることが、これ果たして、二兎を追うものは一兎も得ずみたいなことで、やればいい、やればいい、つくればいい、つくればいいでは、恐らく達成が、KPIかPDCAで次に検証しながらやっていくとおっしゃっておるんですが、なら、総合計画とか、そういったほうは見直しをされていますけれども、それに対する対策を立ててやられておるのかと。

これは新しくできた上位法の創生法なのでやりますが、町でつくっておるそういうものについては、見直しはやりませぬけれども、対策は立てませぬよと。今までの経過を見ておると、なかなか進みませぬわね。総合計画でも進捗状況、委員会でももう少し詳しく聞きますが、そこら辺の兼ね合いを、ただ内容が違うよでは、僕の中では全く言葉が違うだけで、全部一つの線につながっておる中で方法が、もう少し突っ込んだ方法を提案されておるのかなあというふうに、私は上位法なんで反対はしませんが、幾つかつくったらいいいもんじゃないということと、もう1つ、今までのあるものに対しても責任を持った進め方を経営戦略課として提案されてやっていただかんと、これはアンバランスな話であって、何のために多額の金を使って総合計画をつくったり、見直したりするかということにもかかってきますので、つくられるのは結構ですが、そこら辺のことは委員会の中で、またきちっと御答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

私の説明がちょっと事足りませんので、なかなか申しわけないというふうに思っておりますが、総合計画につきましては、今、第5次総合計画でやらせていただいております。この計画のクラスター（ぶら下がり）の中で、まち・ひと・しごと創生法ができたことによって、いわゆる地域振興、そして人の流入、人口減少対策、そして仕事、雇用創生、これについて特化したものがこの総合戦略というふうな位置づけでございます。

総合計画の中にも、今現在、見直しの年でございますので、見直し作業を今事務方のほうで進めておるわけでございます。そんな中で、町としては向かう方向は一つでございますので、違うことをそれぞれ掲げておっては本末転倒な話であることは私どもも十分認識しておりますので、内容については、総合計画の中にもこうした計画の上位計画の中に通していくというふうでございますが、これについては国の要請で総合計画とは別につくってくれという要請が来ておりますので、これを別出しという意味でやらせていただきました。

あくまでも町の最上位計画は総合計画という認識をいたしておりまして、その進捗、見直しにつきましては、前期計画4年を過ぎようとしておる現在、それを今統括して、検証しながら見直し作業を行っているということで御理解をいただければと思います。お願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、お伺いしております、この総合戦略というのは人口増加対策というふうに理解したいんですけども、それでいいかどうか。

この題名で、「輪之内町人口ビジョン、総合戦略」となっていますけれども、人口ビジョンの総合戦略というふうに理解していいかどうかということ、まずその1点をお伺いしたい。

それから、この総合戦略というのは法律で義務づけられているものなのか、それとも任意の会議なのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それからもう1点、これは5カ年ということですけども、この5カ年でどのくらいの予算を見ておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

人口増加対策という捉え方をしてもいいかということでございますが、先ほど言いましたように、人口減少は今後加速的に進むであろうという予測のもとに、私どもとして

は、いかに人口を減らさないかということを考える施策として総合戦略を立てなければいけないというふうに考えております。

そして、この委員会の設置については義務かというところでございますが、先ほども言いましたように、まち・ひと・しごと創生法第10条は、市町村においてその計画を定めるように努めなければならないということございまして、義務規定ではございませんけれども、今こういった国が提唱されて、そして全国的な、いわば国民運動的な動きになりつつあると。そんな中で、当町も楽観視することなしに、こういった現実が迫っておりますので、そういった計画をつくるというような趣旨でございます。

人口ビジョンと総合戦略の関連でございますが、まずは人口ビジョン、今後、当町がいろんな、先ほども言いました社人研のデータとか、日本創成会議のデータとかがありますけれども、いま一度、国が2060年までの人口ビジョンを掲げております。その期間については、ある程度、2040年とか、その辺は裁量に任されておるわけでございますが、まずはそういった人口分析とか将来の指標をしっかり立てて、そしてそれに対してどう戦略を打っていくかという計画の関連でございます。

あと、向こう5年間の計画の予算規模でございますが、これは国庫補助金とかもつくように受けております。予算規模でございますので、どういった事業を打っていくかという総括的なことも、事業規模も入れての予算規模になってくるかと思っておりますけれども、これからこの委員会でそれぞれどういった政策を打っていくかというようなことを審議していきますので、それが固まらないことには、予算規模まではちょっと言及はできないかなというふうに考えております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

輪之内町における人口動向、輪之内町ばかりじゃなくて、輪之内町というのはもともと農業が中心の町であります。農業が衰退しているから人口も減少していくのではないかと私は思っています。

今、TPPなんかをやれば、ますます農業では成り立たなくなってくる。そういうような中で、そういう国の政策というのは大きく影響しておると思っておりますけれども、そういう中で、ある程度の是正ができるかどうかわかりませんが、大きなところでは、そういう国の政治に基づくものであると私は思っております。

また、今、国会のほうで議論されておる労働者派遣法なんかによってますます働き場所がなくなってくる、そうすると都会のほうに行かないと生活ができない。こういうような状況がある中で、どうやって自治体で、この農村地帯で人口の維持を図るか、それは特異な例をつくってやればいいのかもいれませんが、全てのまちがそういうこと

ができるはずがないと私は思います。

そういう意味で、これは言っても、恐らくこれは効果が非常に薄いと思うわけですが、そういう国の政治の転換というのは、どうしてもこれは避けられない。そうしないことには人口増加ということは非常に難しいのではないかと。もっともっと人口増加対策に予算をかけて、今の乳幼児に対する施策を拡充するとか、そういうようなことも必要になってくるかと思うわけですが、そういうような国の政策的なものがないことには、これは非常に難しいと思うわけですが、輪之内だけでやっていくというような構想をどのように持ってみえるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

先ほど、国の政策が大きく動かなければ、こうした小さなまちはなかなか人口減少に歯どめがかからないのではないかと、まずは国がというお話でございました。確かにそれも一理あるかというふうに私も思います。しかし、その中で今回の計画については、あくまでも国も1,000兆円の借金を抱えて、なかなか財政的にも行き詰まってきておると、それがだんだん交付税なんかでも減らされつつあって、なおかつ地方のことは地方でという言い方が進んでまいり、これからも加速していくというふうに思います。

したがって、その中で、やっぱり何か手を打つべきことを、国の政策とあわせて、そのすき間部分でも埋めていかないと、どんどんどんどん衰退するばかりだという危機感は持っております。そうした意味からやるものでございまして、その中では、先ほどから出ておりますまち・ひと・しごとの中で、素案といいますか、総合戦略の話これから進めていくわけですが、やっぱり仕事なんかを、いわゆる雇用の場、例えばU・I・Jターンと言いますけれども、輪之内町に住んでみえた方が東京へ出て、東京で働いておって、また輪之内町に戻ってきたいなといったときに、じゃあ戻ってきて働く場がないというのは、これは致命傷でございまして、というふうに私は考えております。したがって、やっぱりそういった雇用の場を行政のほうで仕掛けをしてそういった場をつくるか、そういったことが必要であろうかと思っております。まずは人をふやすには経済基盤が安定していないと、なかなか安心・安全な生活ができないと思っておりますので、まずはそういった経済基盤を安定させることが急務かなというふうに考えております。

今後、その委員会の中でその戦略の質となる施策については検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第35号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第14、議第36号 輪之内町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議第36号について御説明をさせていただきます。議案集の14ページ、15ページをお願いいたします。

議第36号 輪之内町職員定数条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年6月12日提出、輪之内町長でございます。

改正条例ですので、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。1ページをらんいただきたいと存じます。

今回、改正をいたします箇所は、第1条第2項と第2条の表でございます。

まず、第1条の第2項におきましては、ここで定数から除外する職員を記載しておりますけれども、この中に短時間勤務の再任用職員、こちらのほうも定数から除外するという加えるという内容でございます。

再任用職員につきましては、国におきましてもフルタイムの再任用職員につきましては、総定員法の定員の規制の対象とされておりますけれども、短時間勤務の再任用職員については総定員法から除外をされているということがございますので、当町の場合も国と同様にしたいということでございます。

それから、第2条の表の改正でございますけれども、新旧対照表では表の全部改正ですので、全てのところにアンダーラインを引かせていただいております。今回、改正する内容といたしましては、これまで町長部局のところにアからエの内訳がございましたけれども、こちらのほうの内訳をなくしまして、町長の事務部局で何人という形にした

いということでございます。人事異動におきまして、細かい区分が決めてございますと、フレキシブルな対応もできないということでございますので、この内訳の部分削除するということでございますし、定員も81から89に変更するものでございます。

それから、現行の条例には農業委員会の事務部局というのがございますけれども、こちらは現実的には農業委員会ですと産業課の職員が兼職をしているという実態がございますので、改正後の表におきましては、備考欄を設けまして、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局の職員は兼職とするということで、改めてそこに定数を配分するということはなくそうというものでございます。

なお、この改正につきましては、15ページの改正条例の附則にございますように、公布の日から施行させていただきまして、平成27年4月1日にさかのぼって適用させていただきたいというものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回、この定数条例を改正する目的は何なのか、なぜ今改正しなきゃいけないのか。各部局ごとの職務内容の変更があるのかどうか、その辺との関連で、この変更の必要性というものを教えていただきたい。

それで、町長の事務部局で今までアからエまでであった分類を全部一括にしてしまったということですが、これは保育園の場合は保育士さんが中心になるし、保健センターの場合は保健師さんなどがおるわけですし、それを含めてしまつて全体で89人というのはちょっと乱暴過ぎるのではないかと。これでは輪之内町に保育士がどのくらいいるのかということもわからないわけですし、保健師さんなどが何人いらっしゃるのかということもわからなくなってしまう。そういう面があると思うわけですが、なぜこれを一括にしなければならないのか。その必要性をフレキシブルと言われたけれども、そんなに町長が勝手にできるようにするということなのかどうか、それでいいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

そして、要は8人が町長部局でふえるわけですが、結局、これはどこで8人がふえるのか。この町長の事務部局の8人増の必要性は何かということをお伺いしたいと思います。

それから、これは期間を定めて雇用される臨時職員を除くとなつておるわけですね、

この職員定数には。ということは、臨時職員は含まないというふうに理解していいのかどうかということをお伺いします。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

何点か御質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

まず、最後にありました期間を定めて雇用されている臨時の職員を除くということでございますけれども、ここには今回改正は加えておりません。この第2項のとおり、臨時職員はこの定数には入らないということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、この町長部局の区分アからエを今回撤廃した、撤廃する必要がないのではないかというような御意見、あるいは質問内容でございましたけれども、他の市町の定数条例を見ましても、ここまで区分をしているものもないということもございますし、輪之内町のような小規模な自治体でございますと、その時々に応じてこの区分を超えて職員の人事異動を行わなければいけないというような必要も出てくるということがございますので、先ほど申し上げましたように、条例改正をすることなく臨機に対応できるように、今回、その区分を削除するというところでございます。

それから、なぜ今回、この定数条例の改正を行うかということでございますけれども、4月1日の実人員が町長部局は82ということで、現行条例の81を1人オーバーしておりますので、そちらのほう、定数条例と実人員が異なってはいけないということで、今回、改正をして、4月1日から適用をお願いするものでございます。

それから、先ほどの町長部局の区分がなくなることによって保健センターの保健師が何人いるとか、保育士が何人いるかがわからないと、そうなるのではないかとということでございますけれども、こちらの条例では、あくまで定数を定めているというものでございますので、定数に満たない場合も当然ございますので、現行の実人員というのはこの表からは確認ができないということで、そういった実人員が必要であるということであれば、別途お尋ねをいただければ、実人員は報告はさせていただくということで御理解をお願いいたします。

（発言する者あり）

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

今、ちょっと説明が不足しましたので申しわけございませんでした。

従来、教育委員会部局18名ということで条例はできておりますけれども、こちらの人数を実態に合わせまして減した、その分を町長部局のほうへ持っていったということでございます。

なお、職員定数全体104人というのは、今回改正はしておりませんので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今話を聞いていますと、仕事がふえたから人をふやしているということじゃなくて、この教育委員会で余っているからこちらへ持ってきただけだというふうなふうに今聞かされたわけですが、仕事の量、あるいは質が従来と変わったのかどうかというところ、仕事の量が変わらないのに人だけふやせば、これは必要ないことではないかというふうに思うわけですが、どういう仕事が町長部局でふえて、それから教育委員会のほうではどういう仕事が減ったのか、そういったところを明らかにしてもらわないと、教育委員会では18人が12人になるんですか。

だから、これだけのたくさんの人が一気に減ってしまうということは、教育委員会の仕事が従来と同じ業務をやっているのであれば、これは過重労働になるというふうに思うわけですが、それとも今までが遊んでおったのか。

それから、今81人が89人になる、仕事の量が何も変わらんのに人数だけふえれば、これは必要以上の人員配置になるというふうに思うわけですが、そういったところのどういう業務がどのように変わったのかということを説明してもらわないと、この必要性というのは理解できないというふうに思います。

それと、先ほどの臨時職員を除くということは、正職員の人数をここにうたっているはずですね。そうすると、例えば今、議会事務局は2人になっている、正職員が2人にならなきゃいけないんじゃないですか。その辺、ちょっとどのように考えておられるか、お伺いします。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、お答えをさせていただきます。

教育委員会関係が今回減っておるわけですが、その表を比較していただきますと、イの項目に区分されます教育委員会の所管に属する学校その他の機関、こちらのほうで6人減らしておりますけれども、これは現在の実態に合わせて減らしたということでございます。

それから、ここに掲げておりますのは、あくまでも定数でございますので、実人員とは違うということでございますので、先ほどございましたように、議会事務局は一応定数2ということで条例上はなっておりますけれども、実態的には、正規職員は現在のと

ころ1名ということでございます。

104人の定数に対しまして、今年4月1日現在は97名というのが正規職員の数でございまして、定数の範囲内で運用しておるということで御理解をいただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この定数条例というのは、これ以上雇用してはならないという数字なのか、そういう条例の趣旨なのか。要は、過剰人員にならないようにしなさいと、これより少ないなら、どんなに少なくてもいいという条例なのかどうか。その辺の考え方、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思っております。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

ここにごございます定数は、当然条例で決めた定数でございますので、正規職員の数は、この条例定数以下にする必要がございます。

この104人を、またそれを上回って正職員をふやすということであれば、この104人という定数を改正する必要があるということで御理解をいただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

実人員ということで、あくまでもこれは定数だということで104人ということですが、例えば4番の教育委員会のイの学校その他の機関10人となっておりますが、実人員は、一体全体どれだけでこれはやられておるのか。ということは、ここで97名ですと、単純に引いてみると、104人からいくと、6人か7人はこの教育委員会のほうで要らなかったのか、定数は配分はしてあるんやけれども、実質10人はお見えにならなかったのかということ、そういうふうですかね。

104名の範囲で現在は97名であれば、定数をなぶらんのやで、その中をなぶりたいということであれば、教育委員会のところだけをこうやって減らして、町長の事務部局のほうへ全部移動をかけるんやと、そっちの枠をふやして、こっちを減らすという単純なことですよね。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

今回、町長部局の人数が現行の定数を上回ったため、改正をお願いし、4月1日から適用させていただきたいというものでございます。

町長部局の人数をふやすに当たりまして、教育委員会関係部局の人数を実人員に応じて減少させ、その分を町長の事務部局のほうへ持っていったというような形になっております。

教育委員会の事務部局の職員は、現在、アの区分の職員は7名でございます。定数より1名減ということになっております。

それから、イの部分、教育委員会の所管に属する学校その他の機関のほうは、現在4人ということになって、条例の数の範囲内ということになっております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第36号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

輪之内町の定数の考え方、職員の待遇のあり方について、非常に曖昧なというような状況になっていると。今まででも104人に対して97人しかいないというような状況にありながら、しかも、今度町長部局においては町長の裁量で勝手にできるようになってしまうというようなふうであります。やはり今、先ほどのまち・ひとの総合戦略会議というのが発足しようとしているわけですが、まさに働き場所がないから、今、人口減少が起こっているというときに、町自身が定数104人であるのかかわらず、97人しか雇用していない、それも町の大きな、人口増に反していることをやっているというふうには言わざるを得ないと思います。

今回の定数条例の改正は、そういったことに対しては何の反省もなく、今までどおりと同じようなことで、臨時職員で対応しようというような対応であるということ、このような今の人事政策というのは許されないというふうに私は思います。

町長部局だけを8人もふやして、何をやるのかといったことも明らかにされなかった。このような町長部局だけを増員して、あとを減らすということは、これは私は反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

実人員に合った配置をするということで、例えば教育委員会においても、一応10人の定員でも4人で今まではやられておるということで、その分、やはり町長の事務部局に職員を配置して、残業とか、遅くまで職員の方が病気になるぐらい頑張ってもらっておるとい実情を踏まえると、これは適正な人員がその中で配置されるということで、将来に向けても大いに、職員さんの過重労働といえますか、そういう負担軽減も大いに見込めるということで、私は賛成をしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第36号を採決します。

異議がありますので起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立6名)

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後0時08分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（高橋愛子君）

日程第15、議第37号 輪之内町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議第37号につきまして御説明をいたします。議案集は16ページでございます。

議第37号 輪之内町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について。輪之

内町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
平成27年6月12日提出、輪之内町長でございます。

こちらもお手元の新旧対照表で御説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、本文の改正ではなく、附則の第2条を改正するものでございます。
附則の第2条をごらんいただきますと、特定警察職員等を規定する法律の名称がその前に書いてございますけれども、この法律を変更するというものでございます。

改正のきっかけといたしましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が今年10月1日から施行されます。そして、共済年金が厚生年金に統合されるということになります。この法律改正によりまして、従来、特定警察職員等の定義につきましては、地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号で規定をされておりましたけれども、この地方公務員等共済組合法から特定警察職員等の定義が削除されまして、新たに厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号で規定をされるということになりますので、法律の名称を変更させていただくというものでございます。

なお、この条例は、平成27年10月1日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第37号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 輪之内町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第16、議第38号 輪之内町監査委員の選任についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議第38号を説明させていただきます。議案集は18ページでございます。

議第38号 輪之内町監査委員の選任について。地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求めます。平成27年6月12日提出、輪之内町長でございます。

お名前につきましては、兒玉俊雄さん、住所は輪之内町中郷新田1959番地、生年月日は昭和18年4月13日、任期につきましては、平成27年7月13日から平成31年7月12日まででございます。

識見者として選任を現在されております兒玉監査委員さんの任期が平成27年7月12日をもって満了いたしますので、引き続き兒玉俊雄さんを監査委員として選任すべく、議会の同意を求めます。

兒玉監査委員さんは、平田町職員として住民課長、教育次長、教育長等を歴任されており、行政経験が豊かな方で、識見者側の監査委員として適任であると考えております。

なお、兒玉俊雄さんは、平成19年7月13日から現在に至るまで輪之内町の監査委員として御就任をいただいている方でございます。

以上で議案の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第38号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 輪之内町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午後1時02分 休憩)

(午後1時13分 再開)

○議長(高橋愛子君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(高橋愛子君)

日程第17、選第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「指名推選」の声あり)

○議長(高橋愛子君)

ただいま田中政治議員から選挙の方法について指名推選によることの発言がありました。この発言のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋愛子君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、町長 木野隆之君を指名します。
お諮りします。

ただいま議長が指名しました木野隆之君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の
当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました木野隆之君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会
議員に当選されました。

暫時休憩します。

(午後 1 時15分 休憩)

(午後 1 時15分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

日程第18、請願第 4 号 安全保障関連法案に関する意見書採択を求める請願について
を議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表、請願書の写しのとおり
提出されております。紹介議員の森島正司議員より説明があれば許可します。

森島正司君。

○9 番（森島正司君）

請願第 4 号の紹介議員になりましたので、請願の趣旨を説明させていただきます。

請願者は、原水爆禁止国民平和大行進西濃南部コース実行委員会、実行委員長 浅野
進、輪之内町楡俣1450の 1、紹介議員、私、森島正司でございます。

請願書の文書を読み上げさせていただきます。

安全保障関連法案に関する意見書採択を求める請願書。

安倍政権は、集団的自衛権行使を認める安全保障関連法案を、強引に成立させようと
しています。日本経済新聞とテレビ東京による世論調査で、この法案の今国会成立につ
いて「反対」が55%、「賛成」は25%でした。日経は「集団的自衛権行使に関する法案
成立には反対がふえつつある」と述べています。

毎日新聞の世論調査でもこの法案を今国会で成立させる政府・与党の方針について
「反対」が54%、「賛成」が32%でした。この法案について「反対」53%、「賛成」
34%でした。

「日経」・テレビ東京の調査では、「米国の戦争に巻き込まれない」という首相の説

明に対して、「納得しない」が73%に上り、「納得する」は15%にとどまりました。

法案に関する政府の説明は「不十分」が80%で、内閣支持層、自民党支持層のいずれでも「不十分」との声が73%に達しました。

全ての国民にとって極めて重要な法案であるにもかかわらず、余りにも複雑難解で、実質11本に及ぶ法案を一括して3カ月以内に一举に成立させようとするのは余りにも乱暴です。

以上の理由で、法案の慎重審議を行い、少なくとも今国会での採択はしないこと、その上で広く国民的議論を尽くすことを求める意見書採択を求めます。以上でございます。

このように、浅野進さんよりこの請願がありました。

最近の状況を見ましても、憲法審査会において自民党などの推薦する憲法学者も含めて全てが憲法違反であるといったような声とか、あるいは世論調査を見ましても、自民党の支持層の中からも69%、あるいは公明党支持層からも80%の人が説明不足であるというような意見も出ているようであります。

このようなときに、きょうの新聞を見ましても、海津市の市議会も慎重審議を求める意見書を採択しているということであります。

どうか輪之内町においてもこの請願を採択されて、慎重審議を求める意見書の採択に御尽力願えたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋愛子君）

ただいま議題となっております請願第4号については、会議規則第92条第1項の規定に基づき、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにします。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって6月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第30号から議第35号及び請願第4号については、6月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、6月19日に委員長報告をお願いします。

○議長（高橋愛子君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
定例会最終日は午前9時までに御参集願います。
本日は大変御苦労さまでした。

(午後1時22分 散会)

平成27年6月12日開会 第2回定例輪之内町議会

第2号会議録 第8日目

平成27年6月19日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議 第 30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議 第 31号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議 第 32号 平成26年度輪之内町水道事業の決算の認定について

日程第6 議 第 33号 平成26年度輪之内町水道事業の剰余金処分について

日程第7 議 第 34号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第8 議 第 35号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の制定について

日程第9 請願第4号 安全保障関連法案に関する意見書採択を求める請願

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成27年第2回定例町議会付託事件）

日程第10 発議第4号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
3番	浅野常夫	4番	高橋愛子
5番	小寺強	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	西松敏夫
会計管理者兼 税務課長	田中実	調整監兼 住民課長	岩津英雄
総務課長	兒玉隆	危機管理課長	森島秀彦

経営戦略課長	荒川	浩	福祉課長	田中	久晴
産業課長	中島	智	建設課長	高橋	博美
教育課長	松井	均			

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利	恵信	議会事務局	西脇	愛美
--------	----	----	-------	----	----

○議長（高橋愛子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成27年第2回定例輪之内町議会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第30号、議第32号、議第33号、議第35号、請願第4号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第30号及び議第31号、議第34号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までとします。

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず1番目、人口減少対策について。

全国的に人口減少、特に少子・高齢化による若年層の人口減少が危惧されております。国レベルでいろんな施策、対策が実施されておりますが、全くと言っていいほど効果が上がっておりません。

当町においても、現在、人口は九千九百十数人と、年々微減してきております。今年度、人口減少、雇用促進に特化した総合戦略推進委員会を立ち上げ、5年計画で取り組んでいくことが決定されました。しかし、この問題には即効性のある特効薬はありません。町としては生き残りをかけ、あらゆる方向、手段を用い、危機感をもって対処していく必要があります。

町長の3期目に向けられた本議会における所信表明、ホームページによる町長メッセージに掲げられたハード・ソフト両面による政策、事業を推進し、他市町間競争に打ち

勝ち、住んでみたいと思われるまちづくりを目指し、着実かつ継続して実行していくことであると思います。

それと、昨今、何とか人口維持をとか、人口減少を少なくしようという守りに入っているように感じます。再度人口1万人を目指す町として、町民と目的意識を共有し、町のさまざまな行事、イベント等を通じて、絶えず人口増を目指した攻めの姿勢を示すべきと考えます。町長の御見解をお伺いいたします。

2番目、空き家対策特別措置法の施行について。

全国で820万戸に及ぶとされる空き家対策の特別措置法が過日、全面施行され、市町村は、治安・防災上の問題が懸念される物件の所有者に撤去や修繕を勧告、命令できるようになりました。

岐阜県では、空き家数は約13万3,000戸、空き家率は15.2%で、市町村向けのマニュアルを策定、対応を進めていくようであります。

当町においても、今年度、利活用可能空き家及び老朽危険空き家の両面について調査、情報収集をして、空き家バンクの立ち上げや、所有者への指導、要請を行うなど、空き家対策を実施していくことになっております。

そこで、現在、町内の空き家数及び空き家率はどのくらいなのか。それと、当町において特別措置法に基づき、条例で対策を独自に定めるお考えがごありなのか、お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

それでは、一般質問ということで上野賢二議員のほうから御質問が出ておりますので、お答えしたいと思います。

議員からは2点の御質問をいただきました。

まず、1点目の人口減少対策についてでございます。

御指摘がありましたように、人口減少対策は、国主導で全国的な動きをただいま見せつつあります。昨年11月21日に成立、28日に公布施行されたまち・ひと・しごと創生法、これは制定の背景として、人口減少問題、東京への一極集中、雇用、働き方の問題を解決するために制定された背景がございます。

周知のとおり、日本の人口は、2008年をピークに人口減少に転じ、これから本格的な人口減少社会に突入していくのではないかと、そんなふうに思われています。

そこで、国では、平成26年12月27日に長期ビジョンと総合戦略を閣議決定したところであります。

その長期ビジョンは、簡単に言いますと、人口減少に歯どめをかけるために出生率を

おおむね1.8にセットし、なおかつ東京一極集中を是正する政策を打つことによって、平成72年（2060年）に、少し先の話になりますが、日本の人口を約1億人程度の人口維持を図っていこうというものであります。

こうして長期ビジョンと総合戦略が策定はされておりますが、この中で全ての都道府県及び市町村は、平成27年度中に地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定に努められたい旨の要請がございました。現在、当町におきましても、策定に向けて総合戦略推進委員会を設置すべく、準備を進めております。

ここで、当町の人口減少におけるトレンドとデータを踏まえていきたいと思っております。

実は昨年5月に日本創成会議は、座長は例の元総務大臣、増田寛也氏であります。そこが公表した推定人口の実数におきましては、御案内のように、2010年（平成22年）、前回の国勢調査でございますが、輪之内町は1万28人という数字が出ております。これが30年後の2040年には9,089人、約940人減少すると、そんな推計がなされておりますが、問題は、減少率以上にその人口年齢構成の中身であります。当町の2010年、前回の国勢調査時点における人口別の年齢構成は、生産年齢人口と言われる15歳から64歳が64.1%、老年人口、いわゆる65歳を超える人口であります。これが19.8%という状況であったんですが、これが2040年には生産年齢人口は55.7%に低下するとともに、老年人口は31.5%、大幅な増加が推計されております。

また、この推計値は、もう1つ、国立社会保障・人口問題研究所というのがございますが、いわゆる社人研という組織であります。この推計値を見ますと、同じく2010年の国勢調査人口1万28人から、30年後の2040年には9,289人と、約740人減少、その人口年齢別の構成は、2040年には生産年齢人口は55.8%、老年人口は31.2%、ほぼ同様の推計が出されております。

現状を見ますと、2015年5月末現在、最近の統計では、既に老年人口は、当町では22%に達しております。高齢化の傾向は顕著と言わざるを得ません。

こういった推計指標を見るときに、経済市場の縮小、長寿命化等に伴う社会保障費等扶助費の増嵩等、もはや人口減少問題は、遠い将来の問題じゃなく、今既に起きている問題と、そんな認識が必要になってくるものと思われま。まさに、先ほど議員がおっしゃられたように、人口減少に歯どめをかけ、自治体間競争に生き残るために必要な施策を展開していく、そのためには、議会、町民の方々、そして行政が危機意識を共有しながら、オール輪之内として取り組む必要があると、そんな認識を持っております。

そうした意味からも、これから設置する総合戦略推進委員会の人口減少克服に向けた具体の施策における議論というのは、将来に布石を打つという意味で大きな意味合いがあると、そんなふうに思っております。これは再度申し上げますが、将来の問題ではないと。

また、人口維持とか人口減少のスピードを鈍化させるための守りの姿勢じゃなくて、

絶えず人口増加に向けた攻めの姿勢を示すべきではないか、おっしゃるとおりでございます。当然そうあるべきだと私どもも考えております。

ただ、全国的なトレンドを考慮したときに、単に人口増の号令に終わるだけではなく、さまざまなデータに裏打ちされた論拠ある施策を展開する必要があるがございます。具体の施策については、安心して子供を産み育てやすい環境づくり、安心して輪之内町で暮らせる経済基盤の構築、これは両輪でございますが、これをコンセプトとして議論を深め、早急に結論を得てまいりたいと、そんなふうを考えております。

第2点目、空き家対策特別措置法の施行についての御質問についてお答えいたします。

まず、町内の空き家数及び空き家率はどれくらいなんだろうということについてでございますが、先ほど御質問にもございましたけれども、岐阜県全体の空き家の総数は約13万3,000戸、空き家率は15.2%となっております。これは平成25年調査の住宅・土地統計調査の数字によるものでありますけれども、この調査自体が抽出の推計を含む調査であるため、輪之内においては、町全体の確定数字というものはこの調査では出ておりません。ただ、当然のことながら、私どもの自治体においても、ただ単に空き家対策に手をこまねいているというわけではございません。当町において現在把握している空き家等の数字でありますけれども、平成26年度に区長会を通じて調査した44戸という数字がございます。これが、当面、空き家対策の対象となるものとして捉えております。

町条例の制定についてお尋ねがございました。適切な管理により危険空き家にならないようにする、そういった視点から何らかのシステムを検討してまいりたいと思っております。

また、空き家対策特別措置法の施行により、市町村は治安・防災上の問題が懸念される物件の所有者に撤去や修繕を勧告、命令ができることとなりました。県における市町村向けのマニュアル、そして私有財産制度との整合性を図るという総合的な意味合いを検討しながら、当町において条例の制定の必要性も含めて検討してまいりたいと、そんなふうと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

(1 番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

丁寧にご回答いただきまして、ありがとうございます。

人口減少については、自然減、社会減等がございますが、自然減については、これはある程度の歯どめをかけるというぐらいしかできないんじゃないかと思いますが、いわゆる社会減、町としてこれからいろんな施策ですとか、町のアピールすることによって社会減をいかに少なくするかということだろうと思っております。そういった面で、当町にお

いても婚活から、子育て支援から、いろんな政策は打っているわけですので、これは粘り強くといいますか、やっていかなければならんということだろうと思います。

それから空き家対策につきましても、これも人口減少とは密接な関係があるわけですが、まだまだ当町においては、先ほど44戸ということでも少なくございますが、でも、実際に今、老夫婦で生活してみえるようなおうちがたくさんあるということですので、これは将来に向けて、こんな言い方をしたら失礼かもしれませんが、予備軍的な部分もあるということで、これから空き家についても、当町も本当に深刻な問題になってくるのではないかなというふうに思います。

そういった意味においても、この特別措置法が制定されましたので、町においても将来に向けて、町独自の条例をつくって対処していくことが求められてくると思いますので、再度質問することはございませんが、私の考えは述べさせていただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。一緒に知恵を絞りながら頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくお祈りします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

貴重な意見をありがとうございました。

まずは人口減少対策について言うならば、自然動態よりも社会動態の中で、地域間競争の中で、この輪之内の魅力をどのように高めていくか、その視点が人口減少に歯どめをかけるというよりも人口増加をする際の一つの目安になる、重要な歯どめになると、そんなふうに考えております。

いろいろな施策をしながら、魅力を高めることで、それが社会増につながるわけですし、一方では、やはり定住人口と言われる、もとから住んでみえる方に、今後もより一層住んでいただけることにつながる方向性に必要があると認識しております。

いずれにしても、人口減少克服に向けた具体の施策を行いたい。どうかよろしくお祈りします。

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続いて、お尋ねいたします。

私は、消防水利の問題と……。

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩します。

(午前9時19分 休憩)

(午前9時22分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

失礼いたしました。今、事務局のほうでちょっと印刷ミスがありましたので、訂正していただきました。

私は、今回、消防水利の充実と防災拠点構想、それともう1つ、マイナンバー制度について、この3点についてお伺いをしたいと思います。

町長は3期目の町政を担うに当たり、政策の根底にあるのは、言うまでもなく安全・安心のまちづくりであると述べられました。これを着実に推進していただきたいと思います。その上で、消防水利の充実についてお伺いいたします。

3月議会で、消火栓の設置、維持管理に関して輪之内町地域防災計画との関連でお聞きしましたが、幾つかの点で疑問が残っておりますので、再度お尋ねしたいと思います。

3月議会の答弁で、消防水利施設等整備の年次計画については、「消防水利の設置基準数86に対し、現有数84で、充足率97.7%であるから策定していない」と言われました。この消防水利の設置基準数86とは何を示す数字なのか、また充足とはどういう状態なのか、説明していただきたいと思います。

答弁の中で、メッシュで区切った86地域のうち84地域が97.7%とも言われましたが、残る2地域では何が不足しているのか。その地域の世帯数及び人口を明らかにしていただきたいと思います。

平成26年4月1日現在の消防水利の現況は、消火栓105、防火水槽53、井戸103、耐震貯水槽3、その他18となっておりますが、充足率100%にするには、あと何が何カ所必要なのでしょうか。

消防庁の定めた消防水利設置基準が140メートル以内に対し、当町では80メートル以内として、よりきめ細やかに設置しているとも言われましたが、この距離は何の距離なのでしょう。

また、町長は、現況の消火栓数105基は、給水能力の基準を満たしているものの数であり、基準未満のものを含めると508基の消火栓が整備されていると言われました。しかし、現地では、その消火栓が基準を満たしているものかどうか判別することができません。現地で容易に判別できるようにし、地域の人たちに周知すべきではないでしょうか。

町長は、給水能力の基準は毎分1立方メートル以上で、かつ40分以上給水能力を有するものと言われましたが、消火栓の給水能力は、給水圧力によって常に変動しているものであり、深夜帯では基準を満たしていてもピーク時には基準以下になることもあると思いますが、どのように区別されているのでしょうか。また、基準未満の消火栓の給水

能力とはどのような数値になっているのでしょうか。

いずれにしましても、初期消火にとって消火栓は欠かせません。どんなに豊富な水利があっても消防ポンプがなければ初期消火は不可能であります。全ての地域で基準以上の消火栓が設置されるようにしていただきたいと思います。簡単にはできないというのであれば、地域防災計画に決められている年次計画をつくって整備していくべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いします。

続いて、防災拠点の構想についてお伺いします。

平成25年度に買収された防災拠点用地の埋立工事が進められております。しかし、この防災拠点の施設が最終的にどのようなものになるのか、工事費は幾らになるのか、いつまでに完成させるのか等、平成25年12月議会以来、一切説明がありません。これまでの経緯と現段階で確定していること、今後の方針等について説明を求めます。

その上で、現在行われている埋立工事についてお伺いします。現地の看板で見る限り、工事の発注者は国土交通省木曾川上流河川事務所となっております。この工事に関する直接的な管理責任は当町にはないと思いますが、この工事に関して地権者としての町の責任と権限はどうなっているのでしょうか。

土盛り工事に伴う周辺地域への影響などについて無関心ではおれないと思います。地元への説明会などは十分に行われているのでしょうか。

これまでの議会での説明では、堤防の天端まで盛り土をするということですが、国交省の堤防のり面の堤防敷地は、町有地に面した部分で何平米になるのか。

造成後、この敷地は国交省の管理下に置かれるのか、あるいは町の管理下に置かれるのか。

また、これをどのように活用していかれるのでしょうか。

近い将来、必ず発生するとされている東海・東南海地震に対する防災拠点を考えると、液状化に強い施設にしなければなりません。液状化対策はどのように計画されているのでしょうか。

効果的な液状化対策を進めるためには、事実に基づいた客観的なデータが必要であります。そのためにはボーリング調査が必要と思いますが、ボーリング調査をする予定はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

続いて、マイナンバー制度についてお伺いします。

マイナンバー制度は、来年1月からの運用に向け、今年10月から各個人に対し個人番号が通知されてくると聞いております。そして、来年1月から、年金や雇用保険、医療保険、生活保護、児童手当、税金申告などの手続の際に必要なということになります。しかし、今回、厚生労働省が監督する日本年金機構から約125万件もの年金個人情報漏れ、国民に大きな不安を与えています。

マイナンバー制度は個人情報を一元化するもので、情報が流出したときの被害は極め

て深刻なものになります。厚労省が直接監督する年金機構でさえ情報流出を防げないような現在の情報処理技術のもとで、町民のプライバシーは丸裸にされてしまいます。完璧なセキュリティは不可能です。マイナンバー制度の運用開始を延期し、個人情報の分散化など、制度の運用方法を再検討すべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えいたします。

議員からは3点の御質問をいただきました。

まず、第1点目の消防水利の整備充実についてお答えをいたします。

これは前回の議会でもお尋ねをいただいたことの続きだと思っておりますが、まず消火栓を初めとする消防水利について、現在私どもが加入しております大垣消防組合がございますが、消防施設整備計画実態調査を行っております。調査方法については、白地図に準市街地について、一辺が200メートルのメッシュを記入して、そのメッシュの中にどれだけのものが入っているのかという、そんな形の調査であります。メッシュの中に全て準市街地が入っているのを全メッシュ、部分的に入っているのを半メッシュと、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、そういう形の中で拾い上げております。

基準数86という数字が出ておりますが、これは全メッシュの部分ではゼロ、半メッシュが172メッシュありますが、その2分の1のカウントということでございます。

現有数の84というのは、消防水利基準第3条及び第6条に適合する水利のあるメッシュ数ということでございます。

御質問にあります未充足、86で84ですから、未充足2地域ということですが、どこなんだという話になるんですが、海松新田の一部と松内の一部で、それぞれ4世帯7人、2世帯7人ということになっています。このエリアについては、消防水利をどう考えるかということはあるかと思えますけれども、実は十分に消火活動ができる消火栓が既に設置をされておりまして、空白地帯がないように整備に努めているところでございます。

なお、消防水利の基準というのは、当然のことながら多様な水利を確保するというのが望ましいことから、消火栓に偏することないように考慮する、それが望ましいとされております。

したがって、望ましくは消火栓以外の水利、例えば防火井戸等をこの地域については2カ所設置すれば、消防水利の基準でいうところの充足率100%になるというものでございます。

ところで、基準についてのお尋ねがございました。総務省消防庁で定めた消防水利の

基準第4条第2項によりますと、消防水利は、住宅等の防火対象物から一つの消防水利に至る距離を140メートル以内とするように定められております。これに対して、当町では輪之内町消火栓設置内規で、設置範囲を住宅等の防火対象物から消火栓に至る距離を80メートルと定めて、各地区の区長と協議しながら、よりきめ細やかに設置をしているところがございます。

ちなみに、消防法施行令第19条第3項第4号には屋外消火栓の設備に関する基準がございます。これは当然のことながら、屋外消火栓の設備、建物火災に初期消火に非常に有効でございますので、そういうものを設置する際の基準を定めたものでございますが、ノズルの先端において放水圧が0.25メガパスカル以上で、かつ放水量350リットル毎分以上の性能を持つものと定められております。これは、直接この基準に該当するものではないのかもしれませんが、地域の人たちが初期消火に使用する消火栓についてもほぼ同様の性能が求められると、そんなふうに思っております。

現在、水源地の配水圧力は0.47メガパスカル、昨年水道検査時の消火栓圧力が0.34から0.38メガパスカルと聞いております。このことによって地域の人たちが初期消火に使用される消火栓は、消防法施行令の理念に基づくと、その基準と同様のものとなっていると考えております。

したがって、その面から言いますと、輪之内町内で設置されている消火栓は、全て初期消火可能な消火栓であり、配置済みということになるかと思っております。

総務省消防庁の消防水利の基準第3条では、消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上、もしくは取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ40分以上給水能力を有するものと定められております。

それから消火栓においては、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取りつけられていなければならないと定められております。これは、消防ポンプを連結して使用することが前提になっております。したがって、圧力に関する規定がございません。

消防水利のうち、とりわけ消火栓については、万が一の火災の際に消防署、消防団が使用するだけでなく、各地区の自主防災の方の初期消火を担う大変重要なものでございますので、消防団が最低毎年3回、大垣消防組合が毎年1回、消防水利の点検を実施し、有事に支障を来さないように管理をしているところでございます。

前回は答弁させていただきましたけれども、どこに課題があるかは承知をしておりますので、それを忠実にこなしていくことが肝要だと思っております。そういう意味で、計画云々という話ではないということを申し上げたところでございます。

また、区長とも連携し、防火水槽、防火井戸、消火栓の消防水利の充実にさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点の防災拠点の構想についてお答えをいたします。

今までの経緯について若干の報告をさせていただきます。

御存じのとおり、2014年3月に防災拠点用地を取得させていただきました。2014年9月定例会でも報告させていただきましたが、同年6月に地質調査を実施、地盤沈下等の解析データをもとに、国土交通省木曾川上流河川事務所と造成計画についての協議を重ねてまいりました。

その後、11月には国土交通省と輪之内町分をあわせての造成工事における基本計画を木曾川上流河川事務所側で策定をいたしたところでございます。

造成工事内容は、盛り土には約40万立米が必要、盛り土は道路境界より5メートル後退した位置から開始して、2割勾配で堤防天端まで盛り土を行います。盛り土高は約9メートル、のり尻には表面排水のためのふたつきのU字溝を設置する予定となっております。また、基盤造成までは国土交通省が施工し、今のところ、造成には5年から6年かかるという見解を所側が明示をしているところでございます。昨年の12月から基盤造成を開始しておりまして、現在、約6万6,000立米の埋め立てが終わっております。

現在の進捗概要については、以上のとおりでございます。

国土交通省は、防災拠点機能として、ヘリポート、仮締め切りの土砂置き場、約4万7,500立米と聞いておりますが、そういった災害時の応急対応に当たる機能を持たせるべく、拠点の計画をいたしておるところでございます。

当町は、今後、防災拠点として災害発生時の対応基地としての機能のほか、住民の避難施設等も含め、どのような上物を整備していくか、検討を進めてまいります。

現在、具体の計画を策定するよう指示しているところでございます。したがって、現段階では全体事業費をはじき出すまでには至っておりませんが、造成計画の進捗を見きわめつつ、遅滞なく結論を導いてまいりたいと、そんなふうと考えております。

参考までに、同種の施設についてどんな状況なのかを説明させていただきますが、近隣の大垣市防災センターは、施設内に防災活動指令室、緊急車両用の倉庫、水防・防災資材置き場を併設し、建物規模としては、鉄骨造平家建て、床面積480平米ほど、工事費は約1億円と聞いております。

木曾川沿いにございます羽島市の防災ステーションについては、水防指令室、水防倉庫、そして避難所兼武道練習場を持っておりまして、これが鉄骨造2階建て、床面積が約1,400平米ほど、工事費は約2億4,000万円ほどかかっているということでございます。

造成工事に際し、周辺地域の影響などについてどうかということでございますが、これは現在も国土交通省と協議・連携をとって行っております。地元区長並びに営農組合長とも協議しながら、地元町民の方に迷惑が及ばないように進めているところでございます。

地元への工事説明につきましては、この3月の大吉新田の総会において行っております。また、それ以前に区長と相談いたしまして、各家庭にお知らせ文を配付させていた

だいております。

それから、造成後の敷地面積であります。当町分として約2万7,000平米、うち河川占用分が約8,400平米でございます。国土交通省分は、約1万平米となっております。

基盤造成中の維持管理は国土交通省が行い、基盤造成後の維持管理は、基本的には輪之内町が行うこととなります。この維持管理とは、主に除草及び清掃という意味でございます。

なお、国土交通省は、液状化対策の検討のため、既にボーリング調査を実施しております。これによりますと、この周辺の地盤、ほとんどがそうなんです。液状化が想定されるだろうという結果が出ております。これに関して国土交通省の防災拠点機能としては、主に仮締め切りの土砂置き場が中心になってまいりますので、特段の対応はしないと、そんなふう聞いております。

一方、当町の施設整備計画の方向性でありますけれども、水防を初めとする防災資機材を保管するための倉庫、防災対策の現地本部機能をあわせ持つ避難施設や駐車場、防災関係車両駐車場等の整備が必要と考えております。そういう意味では、当然のことながら、必要な場合には液状化対策を視野に入れていくべきものと考えております。

なお、先ほども申しましたが、国土交通省が近隣で建設した防災ステーションの状況を見ておりますと、災害時の防災拠点として防災機能を発揮することは、これは当然でありますけれども、平常時に地域のコミュニティー活動の場になるような利用がなされていると、そういう複合的な利用というものも視野に入っておるようでありまして、それらを含めて、より付加価値の高い施設の建設計画というものを遅滞なく策定をしてまいりたいと考えております。

続いて、第3点目のマイナンバー制度の運用開始の延期をについてお答えをいたします。

マイナンバー制度は、御承知のとおり、平成25年5月31日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づく制度であり、マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるということの確認を行うための基盤であります。社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であるとされております。

内容的には、国民一人一人に固有の12桁の番号を付番し、年金、医療、介護、福祉、労働保険などの社会保障制度や、国税及び地方税の税制、災害対策に関する分野に利用し、行政サービスの迅速化を図ることを目的としていると、御案内のとおりであります。

平成27年4月3日、マイナンバー法の施行期日を定める政令が公布され、個人番号の指定・通知等に関する規定等については平成27年10月5日から施行し、個人番号の利用や個人番号カードの交付等については、平成28年1月1日から施行することが既に決定

をされております。

マイナンバー法の制定に当たっては、議員の御指摘にありました御心配な点も含めて、国家においてセキュリティー対策等も含め十分検討されて法案が成立したものと理解をしております。

最近の報道によりますと、日本年金機構の情報漏えい事件を受けて、マイナンバー制度担当の甘利明社会保障・税一体改革担当相が、平成28年1月のマイナンバー制度そのものはスケジュールどおりに実施すると明言をされております。

ただいま国会に提出されております、番号の利用範囲を拡大するためのマイナンバー法改正案というのが出ておりますけれども、これにつきましては、平成27年5月21日に衆議院内閣委員会で可決をされましたけれども、御案内の日本年金機構の情報漏えい事件を受けまして、参議院内閣委員会が採決を当面見送るといような報道がされております。これが現状ということでございます。

なお、今回のマイナンバー法改正案の内容でございますが、これは預貯金口座へのマイナンバーの付番、医療分野等における利用範囲の拡充等を図る内容となっております。

議員御指摘の情報流出に対する国民の懸念については、制度設計時に国において、当然のことながら必要な対応策を盛り込むべきものでございます。もし、仮にマイナンバー制度の運用開始時期の変更の必要や制度の運用等々については、国において現在の状況を踏まえた十分な検討、議論がなされていくものと、そんなふうに考えております。そういう意味では、適時、適切に判断がなされるものと期待もしておりますし、そうあるべきだろうと、そんなふうに思っております。

そういう意味からすると、当町としては、マイナンバー制度が全国民共通のソフトインフラであることを踏まえ、他の団体とも協調しながら事務を進めていくことが必要であろうと、そんなふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

耳で聞いているだけではなかなか全部理解することができませんので、追ってまた答弁書などを精査させていただいて、また必要に応じて再質問したいと思います。詳細については、そのようにさせていただきたいと思っておりますけれども、今聞いておって確認しておきたいことを再質問させていただきたいと思っております。

まず、メッシュで区切った86地域、このメッシュの区域がどういうふうになっているかというのは今説明があったと思っておりますけれども、詳しくはわかりませんが、その中で基準を満たしているというのは、そのメッシュの中が、結局どういう状態なのかという

ことが今聞いておってもよくわからないわけですが、1つのメッシュの中で今の水利の数、あるいは消火栓の数、そういったものが何カ所になるのか。このメッシュの中には世帯数とか人口、こういったものが各地域ごとに違うものなのかどうかということもちょっとよくわかりません。

また、今、基準に達していないのは海松新田と松内で合わせて6世帯というような話でしたけれども、そのほかの地域では完全にメッシュに全部組み込まれているのかどうか。消火栓のないところはないというふうに言われるのかどうか、そのところを、そのメッシュ内における、そういう防火対策というのはどういう状況が充足しているということなのかというのが、もう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

それから、消火栓の性能についても、当町における消火栓の数は105基となっているけれども、基準外のものを含めると508基あるということですが、この105基という基準を満たしている消火栓というのは、これは先ほど話がありました350リットル毎分の性能というふうに言われておりますけれども、当初の3月議会で言われた毎分1立米、40分以上というのは、これは消火栓には該当しないと。これは消防水利の問題だということなのどうか、その辺が3月議会の答弁が曖昧で理解できなかったということですが、毎分350リットルというのが消火栓の基準だというふうに理解しているのかどうか。

それで、508基のうち105基が基準を満たしていると、あと403基についてはどういう値になっているのか。この基準を満たしていない消火栓で充足していると言えるのかどうか、どのように考えておられるのか、それをお伺いしたい。

最初の質問でもお聞きしましたが、毎分350リットルと言っても、これは時間帯によって違ってくるはずですが。給水圧力が高ければ基準を満たしても、給水圧力が低くなれば、当然水量は減ってくるわけでありまして。その辺をどのように把握しているのか、どのようにその区別しているのか、それが非常に曖昧であります。明確にさせていただきたいと思います。

そのほかいろいろありますけれども、今の膨大な説明の中で質問するのは非常に難しいと思うので、また追って質問させていただきます。

それから、あと防災拠点についてお尋ねしますが、液状化について国交省のほうでボーリング調査を実施しているというふうにおっしゃいましたが、その結果、今埋立工事をやっているわけですから、現在はやっていない、もう既に実施されたものというふうに思いますけれども、ボーリング調査の結果は把握しているのかどうか。把握しているとすれば、どのような地層になっているのか、それをお伺いしたい。

それに基づいて液状化対策、どのような地盤改良とか、あるいは構築物の設計などを行うのか、その辺ちょっとわかりませんが、その辺をどのように考えているのか。今の町長の答弁の中では、具体的にどうするかというのがなかったように思いますけれども、

お伺いしたいと思います。

それからもう1点、天端まで埋め立てるわけですが、現在の堤防の敷地、のり面の敷地は、かなり面積が広いと思います。この国交省の土地の活用、これはどういうふうになるのか。町が所有しているのは旧農地の部分だけであります。堤防敷地面については、町の敷地ではないはずであります。これを贈与を受けるのか、あるいはどういうふうになるのか、堤防敷地の土地はどのように進めていくのか。町としてこれを自由に使えるようになるのかどうか、国交省の管轄下になるのかどうか、この辺がどうなるかということも明らかにしていただきたいと思います。

それからマイナンバーにつきまして、制度設計は国によって検討されるだろう。国においてやられていることが、今の年金機構で情報流出ということがあったわけでありませう。そのような国のやり方で、そのまま盲目的に国につき従うだけでは何の保障にもならない。現に国のほうでは情報流出という大きな失態をしでかしている。これに対して、町独自で何らかのそういう対策をとることができるのかどうか。できないのであれば、それなりの、町としてはこれに参加しないとか、そういうことも考えていかなければいけない。そうしないことには、輪之内町として、町長として、輪之内町民の生活を守ることができないというふうに思うわけですが、町長は輪之内町の町長として、輪之内町の町民に対してどういう責任を感じておられるのかということをお伺いしたいと思います。

それと民間委託、情報流出の可能性としては、直接やるのではなくて、民間に委託する部分がふえればふえるほど情報流出の危険性が高まってくる、そういうことを思うと、安易な民間委託ではなくて、あくまで責任のある行政側の責任においてやるべきと思いますが、民間委託についてはどのような考え方を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それぞれの取り組みの事例につきまして再質問いただいております。

まず、消防設置基準を満たしているということの意味は、消防法の法律の基準に規定する基準を満たしたものであるということの意味でありますから、当然のことながら、この104個の消防水利の中の消火栓については、その基準を満たしたものであるということになります。

それと、これは消防水利の基準というのは、物の考え方もそうなんですけれども、基本的には防火に必要な消防水利基準、ある一定水準以上のものを継続的に供給できるものを消防水利として捉えておるわけです。それが基準の3条及び6条ということになりますので、それに該当しないものについては、ここのメッシュで区切った消防水利の中のそれに適合するものとして捉えていないということです。だから、104個とそのほか

の消防水利については基準に満たしたものがあって、その基準で満たしたものが86のうち84個は、その基準メッシュの中に1つ以上あるという意味です。

それと、508個の、私どもはその百何個ですか、これを含めて現在508個の消火栓があるわけですが、この消火栓についてどうなんだと言われますと、これは一つ考え方の参考として、いわゆる建物基準における屋外消火栓の設置の段階でどのような性能が要求されているかというのが、一つ物の考え方としてそれを準用することもできるのではないかという意味で申し上げたわけでありまして、この508個が消防水利の基準を満たしていないから、全く物の役に立たないとか、そういう話では決してございません。

その初期消火に要求される性能基準として持ち出しましたのが、先ほど建物における屋外消火栓の設置基準、ほぼこれに見合うものであれば初期消火に係る消火栓の機能としては十分だろうという意味で申し上げたわけでありまして、それが先ほど申し上げた数字の意味でございます。

それと、防災拠点につきましては、当然のことながら国交省のほうから該当箇所を2カ所、ボーリング調査を実施しておりますので、その2カ所のボーリング調査結果についてはいただいております。その状況を見ておりますと、簡単に言いますと、今まで我が町が過去において地盤調査をやってきたものとそれほどの変わりはございません。今まで公共施設でいいますと、大体三十数メートルか40メートル近い地下ぐいを打っておりますが、それくらいのもが必要になるという結果は出ております。

それから、今後の構築物の取り扱いということでございますが、その前に、堤防敷地の中をどう利用できるんだという話がございました。先ほどもお答えいたしました、堤体部分の占用面積は、造成後の敷地の面積のうちで当町分として約2万7,000平米と申しました。そのうち、河川占用部分が約8,400平米ということでございます。これの利用をどうするんだと、当然のことながら、堤防敷地の上を占用するわけでありまして、基本的には河川占用許可の対象になると、そんなふうに思っておりますが、いずれにしても、私どもも防災機能、国交省側も防災機能という目的において異にするものではございませんので、そのところを今後調整していくということでございますが、ただ、別の考え方でいくと、多分堤体の損傷を伴うような行為は占用物件の中ではできないはずでありますから、その部分はレイアウト等について慎重な配慮が必要になるんだろうと、そんなふうに思っております。

それから、マイナンバー法の関係でございます。確かに、御案内の御心配というものが完全に払拭されたとは私も考えておりません。ただ、盲目的に追従するんかと言われると、そういう問題ではないと。やはり現在の日常生活及び快適な生活を営んでいく中で、情報をどの範囲でどういう形で効率的に利用するかということは避けて通れない問題でありますから、その部分を、いわゆる個人情報保護との兼ね合いの中でどうシステム、もしくは物の考え方として整理していくかということに尽きると、そんなふうに

思っております。

それと、民間委託をすると危ないんじゃないかと、行政側は自分の範囲について責任を持ってみずからやるべきだという趣旨だと思います。これは理念として、委託したから行政が責任を放棄したもので何でもない。委託というのは法律上許された制度の中です。ありますから、その許された委託制度の中で、それぞれ委託者、受託者がどんな緊張関係の中でその事務を処理していくかということに尽きるわけでありまして、制度論として言うならば、民間に委託すれば、当然、その民間委託業者との間では秘密保持に係る契約を結びまして、情報流出に係る損害賠償等々についても決めがあると思っておりますので、そういった中で、現在におけるそれぞれの国民、県民、町民、いろんな立場ですが、複層的に持つておる立場から、その流出の度合いについてどのように行政側が判断するかに尽きるんだらうと、そんなふうに使っております。

私どもも、そうは言いつつも、この情報流出というものが何回も繰り返し起きておりまして、その状況を見ておりますと、要はきちっとそのルールを守らなかったことに起因する部分が多いことを鑑みますと、その部分については、なお一層規律保持ということが要求されてくるんだらうと、そんなふうに使っております。以上であります。

(9番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、消火栓の能力ですけれども、基準を満たしている消火栓と基準を満たしていない消火栓の違いについては、ちょっと今説明ではっきりしませんでした。どういうふうになっているのか、これは実務的なことですので、町長じゃなくて、これは担当課長のほうから説明をいただければいいかと思っておりますけれども。

消火栓の基準、今、消防法で決められていると言われましたけれども、先ほど言ったように、毎分350リットルと言っても圧力によって違うわけですから、輪之内町としてはどういうふうにそれを把握しているのか。時間帯、幾らピーク時においてもそれが満たされているのかどうか。

それから、満たしていない消火栓、それはもう必要ないと言っているわけじゃないです。今、町長は、満たしていないからといって、あるほうがいいんだと、それは当然のことです。それは必要ないと言っているわけじゃない。104基で全てが賄えるはずがないわけですから、508基あって……。

(発言する者あり)

○9番（森島正司君）

104じゃない、105ですね。508基で、これで十分足りているとも思わない。もっともっとこれはふやしてくべきだというふうに使っているわけですが、これで十分だ

という考え方は納得できないと思っております。

今言ったように、基準の考え方、それから基準外の403基の能力はどうなっているというふうに把握してみえるのか、把握していないのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、これは当然のことながら、これは150ミリの水道管がないところには、今150と言われたと思ったんですけれども、この水道管が布設されていないことには消火栓は設置できない。そうすると、全てのところに消火栓を引こうと思うと、井戸のところは対応できない。そういったところに対しては、初期消火は一体どのように考えているのか。消火栓のない地域、要するに井戸水で対応している住宅地などの初期消火はどのように考えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから防災拠点につきまして、堤防敷地の部分については町で使えるだろうというようなことでしたけれども、町長も言われましたように、堤体を損なうような構築物はできない。要するに、パイルは打てないというふうになると思いますが、そういうことでいいのかどうかということ、とすると、大きな建物はできないというふうになると思っています。

それから、町有地の部分についてはボーリング調査が行われて、輪之内町内の他の地域での実態と変わらないというようなことで、三十数メートルのところまでパイルを打たないと支持層がないというようなことを言われましたけれども、今、土を盛り上げてしまうと、さらに深いパイルを打たなければならない。堤防の高さまで持っていこうとすれば、巨大なパイルを打ち込まなければならない。今までよりもさらに深いパイルを打たなければならない。そのようなところに、本当にそういう建物ができるのかどうか、疑問であります。

それと、土盛り自身が液状化によって崩れる心配はないのかどうか、こういったことをどこまで検討されているのかということもお伺いしておきたいと思っております。

それからマイナンバーにつきましては、委託そのものは法で決められておると、問題はないというふうに言われましたけれども、やはり責任体制を明確にするには、極力委託を少なくしてやるというようなことが必要ではないかというふうに思うわけですが、その辺、情報流出といったことを踏まえて、どのように今後考えておるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

消防水利の基準の詳細については、別途担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

防災拠点の占用許可との関係、ある部分御理解いただけておると思いますが、当然のことながら、これからの建物等々を考えますと、一番時期的にコスト的に安くな

るために、液状化対策をどの時点でどのようにやるかということは検討していく必要があると、当然のことだと、そんなふうに思っております。

それと、盛り上げた拠点そのものが液状化の影響を受けやしないかという話ですが、これは当然ある部分、国交省の防災拠点の場でもそれを想定しております。ただ、国交省のほうに関して言うならば、先ほど申しましたように、主として資材置き場、それから土盛り、仮締め切りの土砂置き場ということで、液状化が仮に生じたとしても、それほどの復旧に困難は要しないということなんです。我々が今考えております、例えば避難施設等々というものがあると、私はつくりたいと思っておりますけれども、そういうことであるならば、どの時点でどのような液状化対策をするのが適切であるか、その時点で当然考えるべきものだと思います。

それから、マイナンバー法の関係でございますけれども、これは民間委託がどうかというのも、これはある意味、最近の行政執行の中の永遠の課題みたいなものがございまして、これなしでは進むはずもないし、これが全てでもないだろうと、そんなふうに思っております。このあり方について、いろんな思いも当然持っておりますし、必要があれば意見を申しておきたいと思っておりますが、貴重な御意見でございますので、議員の意見は意見としてお伺いをしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（高橋愛子君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

消火栓の能力の違いということでお伺いしました。この点につきましては、国が専門的な立場から水利に関する基準を定めております。これは消防水利の基準ということで、先ほども町長の答弁にございましたとおり、常時貯水量40立米以上、取水可能水量が毎分1立米以上で、その中で消火栓は65の口径を有するもので、直接150ミリの管に取り付けられているものが消防庁の言っている消防水利の基準でございます。

先ほど町長が言われました消防法施行令の中の消火栓でございますが、これはマンションとか、いろいろな建物のときに屋内消火栓としての能力ということで、0.25メガパスカル以上で350リットルということで基準になっております。これが初期消火に対応できるというふうな考えを持ちまして、輪之内町はこれ以上の能力があるという形で答えております。

（「答えておらへん」と9番議員の声あり）

○危機管理課長（森島秀彦君）

いや、508をです。105というのは、先ほど申しました150ミリの管径につながっているのが消防庁の言っている消火栓の水利の基準でございます。ですから、町長も言われましたとおり、初期消火能力に対応できる消火栓であるということで、全て充足しているということでございますし、消防団とか大垣消防組合ともお話をしておりますが、消

木竹の伐採等の措置の助言、または指導、勧告、命令、さらには要件が明確化された中で行政代執行の対象となるものということになっております。

法律の内容はそういうことなのですが、具体的に危険空き家の撤去と簡単に言うんだけど、幾らぐらいかかるんだという話になろうかと思いますが、一般的な意味でいいますと、これは一つの試算であります、家屋の解体費、木造の2階建て住宅約50坪程度のもので200万程度、普通放置されますと、家屋内に家庭ごみの処分だとか、何かそういったいっぱい要求されるものが出てくるわけですから、これが1世帯当たり10万ぐらいかかるのかなあと、合わせて200万から210万ぐらいが一般的な放置された空き家の撤去費用になろうかと、そんなふうに思っております。

先ほどの上野議員の答弁でも申しましたように、まずは危険空き家が出ないような政策をとっていくことのほうが本当は大事だろうと、そんなふうに考えております。

法の予定しております、著しく町民の生活環境に深刻な影響を及ぼす状況が発生した場合には、当然適切に対応するわけではありますが、法律の名称にもございますとおり特別措置法、これはあくまで私有財産制度との絡みで例外を決めた法律というふうに理解をせざるを得ません。そういう意味では、今までの行政執行でもそうでありますけれども、行政代執行に至るような要件というものはかなり厳格に規定されてくると思いますので、単純にあそこがほかってあるけど何とかならんのかと、壊してしまえばいいと、そういう話にはならないということだけは御理解いただきたいと思います。

ただ、特定空き家に該当するようなものについて放置するつもりは全くありませんし、皆さん御案内のとおり、過去には町内においてもかなり危険な部分というものがあつたんですが、それは今は民間業者の手によって住宅開発等々も行われて、その状況はなくなっておるといことは御案内のとおりでありますけれども、これからも実態調査等々を踏まえながら、きちっと適切な手は打ってまいりたいと思います。決して特定空き家に該当するようなものが出たときに公費で対応することに慎重になるということはないと、やるべきときにはきちっとやるということだけ申し上げておきたいと思います。以上であります。

(3番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

3番 浅野常夫君。

○3番（浅野常夫君）

ありがとうございました。御答弁いただきました。

今、該当の物件ということをおっしゃいましたが、その該当の物件とはどのような決め方をされるのでしょうか。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

先ほど冒頭のお答えでもいたしましたように、要は簡単に言えば今度の特別措置法による特定空き家、これに該当するものが当然撤去の対象になるということでございます。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

3番 浅野常夫君。

○3番（浅野常夫君）

この件に関しては上野議員さんの質問と重複しますので多くは言いませんが、何か事故があってからでは遅いと思います。早い対処の中でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩します。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

議長さんの許可をいただきましたので、ただいまから質問させていただきます。

輪之内町の公共交通について。

田植えシーズン真っただ中、夜になるとカエルの大合唱、何とも小ぜわしい季節になりました。

町長におかれましては、さきの選挙において無投票当選、誠にありがとうございました。町民の方々の期待の大きさが感じられます。私たち議会議員も町発展のため、また皆さんから住んでよかったと言ってもらえるまちづくりに努力をしなくてはと心を新たにしたところであります。

今回は、選挙期間中にお聞きした事柄について質問したいと思います。

輪之内町デマンドバスが一番関心があったように思われました。その中で、利用の方法について、乗降の際に融通がきかない点、特に目的地の前を通過して離れたところでおける点、買い物をしたときなど荷物を持って戻る等、何とかならないかといったこと。利用者は高齢者が圧倒的に多い、利用者の視点に立って考えてほしい。町長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

2点目、町有地の有効利用についてお尋ねをします。

輪之内町には多くの町有地（未利用地）があります。当初は全て目的を持って購入さ

れたものばかりですが、途中で計画変更により不要になったものが多いのか、また未実施なものが多いのか、要因はそれぞれあると思いますが、大切な土地を早く有効に利用することが大切であると思います。

以上のことにより、お尋ねをいたします。

1. 未利用地、これは臨時駐車場とか農園的なものを含みますが、どのくらい面積があるか。

また、2として利用計画は立ててあるのか。

以上についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、ただいま田中議員から2点の御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の輪之内町の公共交通についてというお尋ねでございます。

まずは、田中議員の周辺の方々がデマンドバスについて一番の関心を持っていただいていたということでありますけれども、私も、これは地域公共交通の最後の決め手だと、ある意味では最後の手段と考えておりますので、非常に心強い応援をしていただいたなあと、そんなふうにとめました。ありがとうございます。

平成19年11月に民間バス事業者の撤退に伴いまして、自主運行バスの運行を開始してから既に7年が経過し、今年1月からは、幾多の変遷がございましたけれども、朝夕は定時定路線バスとして、昼間は電話で予約するデマンドバスという形で運行するという、ある意味新しい交通体系で運用を始めたところでございます。

停留所は、従来の48カ所から、約3倍の141カ所となり、停留所から停留所まで定額200円の運賃で乗車できる、商業、医療施設など主要な施設の玄関前で乗りおりできるという形での運行になっております。

ちなみに、御質問にお答えする前に、路線再編後、どんな利用状況なのかということだけお知らせをしたいと思います。

路線再編後の1月から3月までの利用者数につきましては、前年同月と比較すると、自主運行バス全体の利用者数は、各月とも5割から9割の増加ということになっております。

デマンドバスの1日当たりの平均利用者であります。1月が17.9人、2月が27.1人、3月が37.1人、4月が25.3人、5月と6月も25人前後の数字で推移をしております。

年齢別の利用状況を見ますと、60歳以上が約8割、性別では、これもまた女性が8割強となっております。

バス停別の乗降者数のベストファイブは、1位が岐阜羽島駅、2位がザ・ビッグ輪之

内店、3位が安八温泉、4位がコミバスの今尾、5位がバローの羽島インター店と、意外といますか、当然といますか、町外へ出かけるのに利用される方が非常に多いというのが現時点での特徴として出てまいりました。ある意味、地域公共交通ということでもありますから、町外との接続を考えるとという意味では、傾向としてはあるべき姿になってきているのかなと、そんなふうに思っております。

さて、御質問の回答になりますが、デマンドバスを利用する場合に停留所以外で乗りおろができませんかと、御案内のとおり、現行のバスの運行方式は停留所方式を使っております。この方式のメリットというのは、例えば同じ目的地であれば異なる停留所の乗客でも乗り合わせができる。運行効率がよくて、次の予約された停留所までバスがスムーズに移動できる。要は、バスのオペレーション上の効率の問題もあるということでもあります。地域公共交通会議でこの停留所方式が承認されて、運輸局の許可を得て、現在運行しているものであることを御承知おきいただきたいと思います。

田中議員は、高齢者が買い物の荷物を持って停留所から帰宅するのに不便だと、かねがね主張されております。その解消のために、我々も努力を重ねて、従来の3倍もの停留所を置いて、歩く距離を極力少なくするように設定をしておるところであります。

さらに、運行効率についてもっと詳しく分析してみました。例えば、空車のバスに乗客が乗車してから最後の乗客が降車し、空車になるまでを1運行という形にしますと、1月から4月までの4カ月間で全体の25%の運行は、複数の予約を1回の運行で対応している。すなわち、別の予約者同士の乗り合わせが発生しております。こんな状況が現状であります。

このように、停留所をふやしたことで乗り合わせにより運行の効率化が図られていることについて、もう少し私どもとしては、この乗り合わせがもっとたくさん多くなることも含めて、この方式の評価をもう少ししていただいてもいいのかなと、そんなふうに思っております。

途中停車をどこまで認めるかというのは、あくまで地域公共交通としてのあり方ともかかわる問題であるということをお理解いただきたいと思います。現在、さらなる利用促進策としてどうするかということは検討を重ねてまいりたいと思っております。

なお、6月から高齢者福祉の増進を目的に、町内在住の65歳以上の高齢者を対象に1,000円の回数券を半額で販売を開始しておりますし、また地域懇談会やアンケート等々で要望が多かった医療機関、具体的な医療機関の名称は皆さんお考えのとおりだと思いますが、そういったところへのバス停、それから公共施設としてのやすらぎ苑の停留所の設置等々をこの7月から、また新たに設置予定であることを申し添えたいと思っております。

続いて、2点目の町有地の有効利用についての御質問にお答えします。

まず、未利用地の状況はどれくらいかと、その中で臨時駐車場だとか農園的なものに

使っているものも含めてどれくらいだという話ではありますが、現在、町が保有する普通財産は、施設用に貸し付けている土地が2,815平米ほど、宅地、駐車場として利用している土地が1万4,602平米ほど、公共用地の先行取得分として5,069平米の合計2万2,487平米ほどでございます。

このうち、実質未利用、もしくは用途廃止可能財産としてあるのは、宅地、駐車場については6,034平米、公共用地の先行取得分については2,805平米でございます。

次に、その利用計画が立ててあるのかというお尋ねでございます。これらの土地を含めた町が有する全ての財産について、実は27年度、28年度と2カ年かけまして公共施設等管理計画策定事業を実施予定であります。この事業は、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって施設の更新や統廃合、長寿命化をするための計画を策定し、財政負担の軽減、平準化を図るとともに、公共施設等の適正な配置を実現するための、いわゆるストックマネジメントの役割を目的として実施をするものであります。

今年度においては各種公共施設等のデータを検証し、現状の姿を把握する白書の作成を考えております。そして、来年度において計画を策定してまいります。その中において、未利用の土地においても検討することとされております。

なお、未利用財産の有効活用や売却促進の先進的な事例というのは何があるんだろうということではありますが、例えば町有地を譲渡しての起業者の公募でありますとか、インターネットオークションによる公有地の売却、また施設では、用途廃止した庁舎の一部を民間に貸し付けてコールセンターとして利用してもらう、これは利用料の問題だけじゃなくて、そこで雇われるという意味では地元住民の雇用創出にもつなげた例というものもあるわけでございます。

いろんなやり方はあろうかと思いますが、御提言のありましたとおり、大切な土地を有効に利用するという、これについては我々も含めて意見を異にする方はいないんだろうと、そんなふうに思っております。

したがって、さきに掲げました町有地資産の調査を実施した上で、その開発方法の検討、運営に係る審議を経て、有効利用につなげてまいりたいと思っております。幾つかのアイデアを頂戴しながら、有効利用につなげることが大事だろうと、そんなふうに考えておりますので、どうか御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

ちょっと聞き取れなかった部分が多かったので再質問は非常に難しいんですが、公共交通機関の関係ですが、今のデマンド形態は最終的な手段としてきちっとやっていき

いという思いはよくわかりましたが、これは3つほど、町内線とか羽島線とか南北線とか、いろいろあるんですが、この中で、例えばコミュニティーバスですと停留所が要らなかったのかな、手を挙げたらとまってくれたり、おりたりできるとかという便利なものも前はあったが、今もあると思うんですが、このデマンド系にはバス停が設けられておるんですが、そのバス停からバス停へということじゃなくて、乗るのはバス停、やむを得ないと思うんですが、タクシーじゃございませんので家のほうまで来いということをおっしゃるわけではございません。ただ、おりる場合でも、その場所、目的地をスルーして、その先にあるバス停まで行かないとおろしてもらえない。要するに、一旦その前を通過しながら、またそのバス停でおいて目的地まで戻るといふ、利用する側にとっては、目の前をみすみす通り過ぎていかんなんらんで、そこで進路を変えよとおっしゃるわけじゃございませんよ。その道路で数秒か数分かわかりませんが、とまっていたら乗降に便宜を図ることがなぜできないのかと、それを言うておるわけで、その路線を変えよとか、迎えに来いとか、そういうことを言うておるわけじゃございません。その前を通っていくのに、何でとまってもらうわけにはいかんのかと。

それが交通会議とか、いろんな会議の中で、今、町長も陸運局の許可だと言っておみえですが、陸運局の許可というのは、どの範疇でどういう条件で許可がおりるのか。前にあった、手を挙げたら乗れて、おろしてくださいと言ったらおりることも、これは陸運局かわかりませんが、その許可が要るんじゃないですか、そういうこと全て。警察の関係とか、いろんな関係、全ての制度の中でその取り組みがされておると。私は素人ですのでよくわかりませんが、現実あったことに対して、なぜデマンド型がそれにうまくミックスして、要するに弱者に対して、利用したいという方に対しての思いをなぜそこで、検討する検討するはいいんですが、検討するんじゃないですよ。現実そうだからそうだとおっしゃるのを、なぜ検討しなきゃ次へ進めないのかと。法を真摯に受けとめて、そこでなるほどと、自分で乗ってみたらわかるんですよ。荷物を持って乗った、そこまでは何とか停留所まで来ました。帰りのときに次の目的、手前でおられるわけにはいかんので次のところまで申し込んでおいて、その道中にちょうど自分の家があると、おろしていただけませんかと、ここならすぐ家が近いのでということ。ますます家から遠ざかっていくところでおろしてもらって、ありがとうございますではないでしょう。だから、それを私は言うておるわけであって、何も家の中まで来いとか、荷物を持ってくれとか、進路を変えよとか、そんなことを言うておるわけじゃございません。その路線上にある場所でおろしていただくわけにはいきませんかということをおっしゃるわけでおるわけで、それは検討するとか、そういうレベルのものじゃないと思うんですよ。利用する側からはそういう意見で、えらいと、戻るのもなかなか大変やぞと。乗るときはしょうがないから、バス停と決められておるでええんやけど、せめておりるとき、目の前で、近いところでおろしてもらえたらありがたいなあと。こんなもん単純な、誰で

も考えることじゃないですか。

交通会議の中ではどういう考えでされておるかわかりませんが、こういうことになる
と、なかなかお役所仕事みたいなふうになっていってしまっ、本当に利用者側に立っ
た考えからちょっと、発想は同じでも、途中で少しずれていってしまっおるんやない
かなあと、私はこれは皆さんの中で話をしておっ、そやなもと。そうしたほうが、
もっと私らも楽やなもと。お金を下げてもらっのもありがたい、そりゃあ利用しやす
い。最近12チャンネルを見ておりましたら、500円と書いてありますので、65歳以上
はますます利用がしやすくなっということ結構なことだと思っんですが、やっぱり
最後の利用する部分においては、一番の問題点はどこにあるかということをもっともっ
と受けとめていただきたいと思っます。

自転車も乗れない、高齢者になってきたら自転車も危ないから、これが一番便利であ
りがたいと思っんです。だから、そんな中での意見ですので、やはりこれは利用者とし
ての切なる思いだということで、答弁をいただきたいと思っます。

それから、次に町有地の有効利用、これは2年かけて策定するといっ御答弁をいた
だいておりますが、2万2,400平米あるというふうにお聞きしたんですが、そのとお
りやと思っんですが、このうち公共施設として向かない場所もあると思っんですね。全
てが町の考えにもたれた公共施設として有効利用ができる土地であるというふうには私
も思っっておりません。であるならば、早目にそういう土地は、違う形で民間のほうに渡
すなり何なりして早く整理をしないと、せっかくの土地が死んでますよね、ずうっと。
だから、早く策定して、その土地を民間の方にお分けするのであれば、人口増とか、税
収もそこから上がってきますので、いろんな形の中で大いにプラスになっていくんでは
ないかなと思っしております。

そのNPOの出してみえる、ごみを堆肥化された畑も有効に利用されておると思
うんですが、あくまでも菜園のために町の土地があるわけではございませ。一時的にあ
いている土地を有効に、現在における有効な利用ということで、それはそれで一つの道
だと思っしておりますが、あくまでもそれは最終的な土地の姿ではないと思っ
ますし、そうであっはいかんと。町が農地として利用する土地を持つことは禁止され
ていないと思っしておりますが、やむを得ず世の中の変遷の中でこういう形になっ
てきたといっことは承知しておるしますので、その解消について、やはり有効利用を最優先
に考えていただいて、その中で町の発展に寄与していただきたいというふう
に思っしておりますので、くどいようすが、もう一度御答弁をお願いしたいと思っ
ます。

これは担当課の方が現場の最先端でやっおみえになる、町長さんとは考えはいつ
も一緒だと思っんですが、現場としてどういっお考えでどうなんやといっ問題的な
こともございませたら、お尋ねをしたいと思っます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

はい、非常にですね、現実的な話でございます。

私どものデマンドについては、基本的に再度私どものほうの考え方はお伝えいたします。それはそれとして、できましたら、今、何月何日のどの時点でどういう状況が起きたのかということも具体的にオペレーションの担当課のほうにお知らせいただければ、そんなことを思って聞いておりました。ただ、それは今やっているように停留所方式というものがある限り、対応にも限度があると思いますけれども、その辺の運行の中での弾力性というのをどこまで確保できるのかということに尽きるんだろうとっております。これに関しては、実際に現場を預かっているほうからは、そんなことはなかなか難しいという話が出るかもしれませんが、私自身としては、そういうことについて、これだけの御意見を頂戴した中で考えることは必要なんだろう、そういうふうに思っております。

議員のお考えの中でも、どこの部分にという話が、ようやくある意味具体的になってきておりますので、それが対応可能なかどうかということを含めて検討の対象にできればと思っております。

それと、町有地の有効活用についてでございます。方向性として何も田中議員と意見を異にするつもりもございませんし、いろんな経過のある用地が、当初の目的から外れたとは言いませんけれども、暫定利用にとどまっている部分もあることは事実でございますので、これは今の段階で私の口からは、とにかく先ほど計画を策定する中でと申し上げたばかりでございますので、それ以上のことが出てくるはずもないわけでありまして、いずれにしても、これは本来の公共財産としてのあり方の中で早急に判断をしまいと思いますので、いましばらくの時間をいただけたらと、そんなふうに思っております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

途中で下車したいというお話ですけれども、先ほど町長からもお話がありましたように、また公共交通会議でその事柄については審議してまいりたいというふうに考えておりますし、養老町は私どもより1年も前にデマンドバスを開始しております、そちらのほうの状況も尋ねましたところ、やはり途中下車、途中乗車はしておりませんということでもあります。ですので、またこの件につきましては、十分検討するというようなことで御理解いただきたいと思っております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

交通機関の関係では、どの時点で何が起きたのかということについては、またそのときにだれのだれべえさんがどう言うたと、どういうことを困ったとかという、いろんな意見の中で、またそれはお伝えせよということであれば、これは後の、多分この6月定例が終わったら区長会も始まると思うんですが、停留所の策定については区長さんたちが中心的につくられたものと私は承知しておりますので、その中で区長さんのほうへも、今の利用の仕方はどうでしょうかと、こういう質問がありましたよと、どうですかと。いわば地元の区長が地元の現場に一番近いもんで、そういう意見の集約も、やっぱり区長がそういう先頭に立って、その場所を責任を持ってといいますか、第1回目の始まりですので、後の見直しを随時されるので、とりあえずスタートする段階においては区長さんがしっかり力になっていただいたというふうに私は考えておりますが、その中でどうだったかという検証もしながら、区長さんに尋ねていただくのも現場の人としては必要じゃないかなと私は思っております。

その中で、よく答弁の中で、こういうことをやると隣町の話とか、いろんな話が出ますよね。いや、隣町はやっていませんよとか、隣町はどうですよ、こうですよと。隣町やないんですよ。何でも一番にいいことをやるのがいいことであって、隣町がやっておらんからあかんとかええとか、そんなことを言うんやったら、何にも前へ進めませんよ。隣町がやっておらんのやったら、うちでやりやあええんや。これを見て、隣町がまたまねをするかもしれندでしょう。隣町がという言葉はそういうときに使うもんじゃないんですよ。うちとしてどうなんや、取り組むからどうなんや、取り組めないのかどうなんや、やってみたらどうなんや、やるまでないな、やってみようか、そういう話が当然話し合いとして交通会議の中で反映されて、それが形になっていく、それが利用者のためになる、これがプロセスですよ。隣がやっておらんからやっておらんというのはプロセスじゃないですよ、そんなことは。隣には隣の御事情がございましょう。地理的条件もございましょう。そんな中での隣の考えがそこにあるならば、それは隣は隣で結構ですよ。うちのうちですよ。取り組みはデマンドであっても、中身は多少、うちが後であっても、考え方がもう少し住民本位やなというふうに思われるのか、そうでないのか、それだけのことを言うておるわけであって、そんな隣のことを僕は聞いておるわけやないんですわ。

あと、町有地の関係は、先ほど2カ年の実施計画について立てるということでございますので、やはりその中できちっと仕分けをされて、どういうスタイルでやられるかは、町長さんのお考えの中にはまだ具体的に、やるということはお決めでしょうが、まだ方法については、これからきちっと検討されるということでございますので、住んでよかったまちづくりの中にこういう町の土地もうまく組み込んで、町民が居住しても、それ

から子育てにしても、やっぱりいい町であるということにつながるような計画を立てていただきたいと思います。

簡単に、ひとつ答えていただけたらありがたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

停留所はどうやって決まったのかというお話ですけれども、確かに区長会でもお示しして要望を聞きました。その前に老人クラブ、仁木・福東・大藪地区に分けまして、それぞれの防災センターで意見をお聞きした上で区長会にも諮りました。そういう状況であったということをつけ加えさせていただきます。

それから、養老町の件を話させていただいたのは、こういうことは養老町ではやっておりませんよという御報告を申し上げたまででございます。これは同じような形態でバスの運行をやっておられる養老町さんのほうにも、どんな状況かというようなことも今後お聞きして対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

輪之内町の歴史認識について、教育長にお尋ねいたします。

学校教育一筋と伺っております。輪之内町の歴史の認識についてお伺いいたします。

輪之内学研究会の学会員でもあられ、「郷土の輝く先人」の執筆者でもあり、広く研さんされていることは周知のとおりです。

古来、先人たちは水と闘い、水を治め、ふるさとを守り、育ててきました。当町には県指定の文化財が4カ所、町指定が25カ所あり、そのほか数多くの文化財があります。中でも県指定の文化財は、いずれの史跡も薩摩義士に関連するものです。薩摩義士といえば中学校の教科書にも採用されていて、人の道を説く、いい教材であります。

我が輪之内町は、周囲を堤防で囲まれた特異な地形で、輪中と呼ばれ、そこから輪之内と呼ばれるようになりました。隣町、安八町の9・12水害から堤防が見直され、当時、あと数年で取り壊されようとしていたやさきの災害でした。

歴史的県史跡に歴代町長は、付近一帯を公園化し、人々の憩いの場にしようと長年培って積み上げてきた地域を木野町長は工業ゾーンに指定し、コンクリートの塊で周囲が張りめぐらされ、見るに忍びない風景であります。まさに、石囲いの人柱であります。この地を訪れる姉妹都市の県民や薩摩義士に申しわけないとは思いませんか。教育的価値のある県史跡の現状を教育長はどう思われていますか、お答えください。

次に、3期目当選祝木野町長へ。

このたびの選挙で御当選、おめでとうございます。

今回で3期目となられるわけで、脂の乗った手腕が発揮されるか、期待のかかる所です。

次に、19年の選挙で一度は苦杯をなめられながら、再選挙で勝ち上がり、そのときには私も立候補いたしました。しかし、私は泡沫候補として供託金を見事に没収されました。今回、前回と無投票当選で、町長の批判票がどれほどなのかわかりません。町長自身は、100%の信頼を得ているものとお思いか、自信のほどをお聞かせください。

今回も前回も9時間足らずで選挙は終わっているのですが、決起大会も2回とも開かれず、公約らしきものは特に聞けませんでした。今議会初日に、今後の抱負、公約をお聞きしました。特に5点目のふるさとを愛する人づくりについては同感であります。

早い話ですが、4選目も目指し頑張るつもりか、ならばそれなりの重点施策をお示しください。

全国の知事、首長等、トップは2期が限度で、アメリカの大統領は8年までと決まっています。それ以上続くと業者との癒着や人事にも弊害が出ると、きっぱりと身を引かれるケースが見られます。町長はこのようなケースをどう考えておられるのか、お答えください。

また、若手の育成についてのお考えはあるのかもお聞かせください。

次に、工場誘致企業のその後についてであります。

東大藪工業団地の売却単価が坪当たり8万5,000円で売り出されていましたが、当初の予定より1億4,000万円ほど値下げされているが、地方自治体がサバを読んでの販売でもよいとの考えか、お答えください。

次に任意緑地帯について、任意とは辞典を引きますと、その人の心任せにすることと書いてあります。したがって、何に使ってもよいことにはならないのか。任意緑地帯についての契約内容があるのか、あればその内容をお聞かせください。

次に、現在の進行状況はどうなっておりますか、現在の固定資産税評価は幾らですか、お答えください。

次に、南波工業団地についてお尋ねいたします。

地元住民によりますと、風向きにより異臭、粉じん、騒音、しかも通学路になっているところもあると聞いております。これに対して、町は何らかの対応をしているのか。アパートに入っている人が、こんなはずではなかったと出ていってしまうケースがあると聞いています。借家に入る住民は、町に居ついてもらえる2軍だと思います。1万人達成がなかなかできない一因かとも思います。

公害防止協定について、すぎやま工業、エフピコ、その他の企業とも契約は交わしてあると思いますが、公害防止基準値等の報告は滞りなく機能しているのか、お尋ねいたします。

当町の工場誘致は、7社、すぎやま工業を入れると8社を誘致したことになりますが、

本社が来たのは未来工業だけで、うち4社が倒産、解散、もしくは爆発死亡事故等があり、それぞれの会社再建処理のために進出用地は転売されて、本来、町の利益になるべき資産が企業の負債清算のための資産となっています。このような現状を何と思われま
すか、お答えください。

次に、土地開発公社の今後の計画について。

提出された資料によりますと7億円ほどの預金があるようですが、今後の事業計画の
予定はいかがでしょうか。

ここで、県史跡、大藪洗堰の重要性を町長、全町民に知っていただきたく、昭和55年、
治水神社が創建された当時の名士の挨拶文を読み上げます。

薩摩堰治水神社創建委員会の委員長青木進さんの文面です。

今から255年前の ―― これは当時で言っているんです ―― 宝暦4年2月、縁もゆか
りもない、1,200キロも離れた鹿児島より1,000人に余る方々が歩いてこられて、巨額の
費用と八十数名のとうとい命を捨てて、この大難工事に当たられ、その中でも最も難し
いとされた、当地の洗堰工を誠に神わざとも言うべき幾多の辛苦の末、見事完成された
のであります。そのおかげによりまして、我が輪之内町が今日の繁栄を見ることができ
たと思います。

私たちは、祖先や先輩の人々より常に薩摩義士のとうとい御恩を忘れることなく、そ
の御恩に感謝すべきであると教えられてきたのであります。

先年9月12日、災害があり、長良川が破堤して、安八町、墨俣町には大被害をもたら
しました。我が輪之内町は、奇跡にもその被害を受けずして済んだのであります。これ
も薩摩義士、特に洗堰工事に従事いただきました、ここにお祭りする御祭神の8柱の御
守護のおかげであると思ひ、常に参拝して、報恩謝徳のできる得る神社を工事場である
薩摩堰に創建申し上げることが私たちの念願でありました。

幸いにして、町内各位全員の御参加をいただき、町外の有志の方々の浄財によりまし
て、ここに立派に薩摩堰治水神社が完成いたし、厳かに祭典執行の運びとなり、私たち
の喜び、これにすぐるものはありません。この後は、年々歳々心からなる祭典を執行い
たしまして、孫子の末まで、いついつまでもその恩徳奉謝の誠心を忘れることのないよ
うに伝えていくべく、よき先例を開き、身をもって尽力していきたいと思っております。

隣にあります薩摩堰遺跡碑は、昭和5年、当時の福束輪中水害予防組合によって建設
されたものであり、薩摩の殿様の御子孫であられた島津忠重公の御揮毫されたものであ
ります。

この薩摩堰治水神社の社標も、因縁深き、その御子孫であられます島津忠秀氏にお願
いいたし、御揮毫いただいたものであります。

なお、この土地は、橋本喜造さん、吉田春三さんの寄贈によるものだと聞いておりま
す。

皆様方の心からなる御協賛に感謝申し上げます。昭和55年9月、青木進さんの挨拶文でございます。

ほかに、当時の岐阜県知事、上松陽助さん、当時の海津町長、伊藤光好さん、当時の輪之内町長、増田博さん、輪中文化を育てる会会長の脇坂智証さん、南宮大社、宇都宮敢さん、それから近藤栄吉さんの追記も資料の中につけてありますので、よろしく御熟読いただきますようお願い申し上げます。

史跡周辺の工場誘致で木野町長の名前が汚されなければよいかと危惧しております。

子供らに未来を託せるまちづくり、以上であります。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

古田議員から4点の御質問をいただきました。

第1点目の御質問につきましては、教育長から答弁をいたします。

私のほうからは、2点目の3期目当選祝木野町長から順にお答えをさせていただきます。

今回の町長選挙は無投票であったが、町民から100%の信頼を得ていると思っているのか、そうでなきゃあ、何%ぐらいの批判があると思うのか、そんなお尋ねでございました。何%の批判があるのかと問われましても、それを推しはかるすべもないんで、何ともお答えのしようがないというのが御回答になろうかと思えます。

100%の信頼、言いかえれば、輪之内町民全ての方の信頼を得るべく努力はいたしておりますが、町民の方お一人一人にはそれぞれの考え方があってしかるべきだと、そんな理解をしております。私と考え方を異にされる方もおいでになるでしょうから、謙虚に御意見を頂戴し、時代のスピードにおくれないよう、的確に行政の判断をしてまいることをお約束しておきます。

町長選挙が投票であれ、無投票であれ、これから4年間、町民の皆さんの福祉の向上に努力するという私のミッションに、何らその変更を迫るものではないと思っております。その責任は自覚して進めてまいります。

また、私の2期目の任期はこの6月23日まででございます。まだ3期目に入っておるわけではありませんが、早々と4期目についてのお尋ねでございます。今のところは、これから来るべき3期目においていかに全力を尽くすのかということが全てでございます。まだそれ以降についてコメントする時期ではないと考えております。

後半部分の御質問で、首長は2期8年までが限度であると御指摘をされております。御意見は御意見と思えますが、全国はもちろんのこと、近隣市町でも2期以上務められている首長が何人もおられます。現行の公選法では期数制限がないことは御承知のとおりであります。県下には5期目の町長もおいでになることは御承知のことと思えます。

要するに、その首長の意欲、熱意等が問題であると私は考えております。

なお、古田議員は、長期政権になると業者との癒着等の弊害が生ずるんじゃないかと指摘しておられますが、この点については、その政治家が何が一番大切なのか、そのことを誤りなく考えていけば、政治姿勢もおのずと正されていくものだと、そんなふうに思っております。

もちろん、私は町民の皆さんが安全で安心して生活していただくことが最も大切であると、そこをベースに物を考えていきたいと思っております。

最後に、若手の育成についての御質問がございました。ちょっと意味が定かではありませんが、質問の流れから判断いたしますと、これは私の後継者の育成のことなのかともお聞きしておりました。間違っていたらごめんなさい。もし、仮にそうだとするならば、さきに述べたとおり、間もなく3期目に入ろうとしている現在、そこまでは考えることはないということであります。

続いて、3点目の工場誘致企業のその後についての御質問にお答えをいたします。

まず、東大藪工業団地の分譲価格について御質問をいただきました。本物件については、町から町土地開発公社に用地取得、造成、分譲までを委託しております。その中で、分譲先の企業、分譲価格について、町の土地開発公社から協議がありました。その協議内容としては、まず分譲する企業の決定については、当該企業の職種、財務分析、税収見込みの3つの観点から協議を行っており、価格の決定については、議員御指摘のように、希望分譲価格は、当初坪当たり8万5,000円を設定しておりましたが、分譲に当たり、その面積は全体で3万7,275平米ほどであり、このうち、公共緑地、調整池及び任意緑地の1万4,073平米ほどは非有効面積となっておりまして、有効面積率が62%程度であります。買い手としては、非有効面積まで有効面積と同価格での売買に応じないことは容易に予測されておりますので、有効面積分の単価経費をもって売買単価とすべく算出したところ、坪当たり7万2,000円を算出し、この単価をもって交渉に臨みたい旨の協議が土地開発公社からあり、これを了承した経過がございます。

その後、町土地開発公社で交渉し、結果的にこの価格をもって分譲価格として双方合意に達したという経緯を経ております。

まず、当初の希望価格を坪当たり8万5,000円の設定時には、工事費等の経費を高く見積もっておりました。といたしますのも、その要因の一つに造成時の埋め戻しの土砂に購入土を充てる計画をしていたことなどの要因が挙げられます。しかしながらというか、幸いなというか、造成時における埋め戻しの土砂は、公共工事で発生した残土を国土交通省や県から無償で賄えました。そのため、当初の見積もり経費よりかなり抑えられたこと、それから造成に関しまして競争入札により請負率が下がったことなどが上げられ、さきの金額で分譲をとということに至ったわけであります。

次に、任意緑地についてのお尋ねでございますが、まず大前提として、この誘致企業

における当町の希望職種は、製造業、もしくは通信情報業を希望しておりました。誘致する企業が製造業、電気供給業、ガス供給業、または熱供給業の場合、かつ一つの団地内における敷地面積が9,000平米以上の場合、工場立地法が適用されます。その規定によれば、造成時において環境施設として面積の25%の以上の緑地を設けなければなりません。もし、誘致する企業が先ほどの規定以外の、例えば流通業でありますとか倉庫業、大型店舗等でありますと、この場合は工場立地法の規定から外れますので、25%の緑地帯を設ける必要がなくなります。いわゆる任意の緑地帯となり、設置の義務はなくなります。こうした場合には、都市計画法で定められた公共緑地として、3%以上の緑地帯を確保すれば足りるということになっております。

したがって、町土地開発公社が開発を手がけ始めた当時は、もちろん誘致企業は決まっておりましたけれども、あくまで希望職種は製造業でございましたので、製造業を誘致する準備として、全体で25%の緑地帯、またもしそれ以外の企業を誘致した場合に備え、3%以上の公共緑地帯を設定したものでございます。

今回誘致したすぎやま工業は製造業でございますので、25%以上の緑地帯が必要になります。ただし、法的にはその形状については問われておらず、あくまでも25%あればよいとされておりますので、お尋ねの今回の契約の内容に任意緑地帯についての特記事項などは、当該企業の経営計画・戦略に干渉することになりかねませんので、特段設けてございません。

次に、現在の進捗状況についてであります。分譲後の都市計画法に定める適合証明の申請や建築確認申請を経て、5月の下旬から工事を着工しております。第1期工事としては、来年3月に操業開始、また第2期はそれ以後に取りかかり、年内完成を目指し、平成29年からはフル操業の計画であると聞き及んでおります。

次に、現在の固定資産評価は幾らかとのお尋ねでございますが、これは個人情報であり、秘守義務がございますので、答弁はできかねます。

次に、南波工業団地についてのお尋ねの件につきましては、まずもってちょっとお断りさせていただきたいのですが、近時の企業誘致活動という南波工業団地というのは、私どもの理解としては株式会社エフピコ及びその増設用地を指した言葉として使っておりますので、それを最初に申し上げたいと思っております。ただ、御質問に際し、担当セクションから古田議員にお聞きしましたところ、株式会社エフピコを含めた、南波、里にある工場全体のことということのようでもありますので、そのように理解した上でお答えをさせていただきます。

質問の内容は、風向きによって異臭、粉じん、騒音に対しあるようだが、それに対し町は何らかの対応をしているのかということでもあります。平成20年11月と21年3月に地域住民から、西風が強いときに某社から悪臭がある。某社というのは株式会社エフピコではありませんけれども、某社から悪臭がある、工場付近に粉じんの飛散があるといっ

た苦情が寄せられ、注意を促したところ、某社は、平成21年5月、工場発生臭気対策としてオゾン水発生装置を設け、廃棄物の飛散防止のため、積み込み場所等に飛散防止のネットを張ったとの報告を受けております。続いて、平成22年8月には、高さ7メートル、横30メートルの防護壁とシートシャッターを取りつけられました。当該社に現状を確認いたしますと、毎日、オゾン発生量を確認し、悪臭の発生と粉じんの飛散防止に取り組んでいますということでありました。

また、最近では、2年ほど前になりますけれども、当該社からの悪臭がひどいので現場に来るように、夜の8時ごろ、地域住民から呼び出しを受けた経過がございます。そのときは、すぐに当該社の責任者に来てもらい、対策を講じたこともありました。

このように、住民との相談に基づいて、企業等と調整しながら対策を講じていることを報告したいと思います。

また、企業と公害防止協定を交わしているかについては、昨年、工場誘致が決定したすぎやま工業につきましても、土地開発公社の理事会でもそのようなお話がございまして、私どももそう思いますので、操業開始前に早速協定を交わすことになっております。

また、その他公害が発生する可能性のある企業につきましても、締結済みであります。

また、公害防止措置基準に明示する項目及び方法によって定期的に測定し、その結果の報告を求めており、滞りのある場合は、催促して提出をさせておるところであります。

次に、昭和50年、60年代、そして平成の最初に行った今までの企業誘致活動について、誘致した企業が倒産や解散、転売されたことについてどう思うかというお尋ねでございました。非常に悩ましいお尋ねではありますが、それにつきましては、あくまで結果論でございまして、それぞれの企業が経営計画や戦略により、鋭意企業努力をされていたかと推察をしております。しかし、結果的に経済状況等もあって、不幸にして倒産等に追い込まれてしまったことについて、該当する経営者の方々の心中を察すると、察するに余りがあるということだろうと思います。でありますけれども、それらの企業の後には、それぞれ民間の手により次の企業が建物や資産を引き継いで、大規模改修等を経て操業されているケースが大半でございまして、空き工場や空き地になっているところもなく、それ相応の税収もありますので、今後も引き続き安定した企業活動がなされることを願うばかりでございまして。

次に、4点目の町土地開発公社の今後の計画についてでございますが、町土地開発公社においては、現在は土地利用規制の強化等により、具体の計画は今のところないようでございます。御案内のとおり、輪之内町においては山林等はございませぬので、基本的に何かを利用しようと思うと、農地を含む土地の利用形態が想定されますが、今、農地法の規制は非常に厳しい状況でございまして、具体の計画が立てられない状況でございましてけれども、公社の理事会において、今後、輪之内にとって有益な事業計画を鋭意検討していただけるものと考えております。

また、町としても、町の将来に向けて必要と判断した事業につきましては、町土地開発公社に委託することが最善であると判断した場合、適時的確にそのタイミングを見定めて、委託も含めて考えていくつもりをしております。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（高橋愛子君）

教育長 西松敏夫君。

○教育長（西松敏夫君）

第1点目の輪之内町の歴史認識については教育長からの答弁を要請されておりますので、私から答弁させていただきます。

ふるさとは、今を生きる者にとってはもちろんのこと、これから生きる者にとっても心のよりどころであるというのは、私のふるさとに対する考え方です。

したがって、輪之内町教育委員会では、長い間、ふるさと輪之内を愛し、誇りに思う教育を重点に位置づけて推進してまいりました。その結果、町内の全ての学校ではふるさと教育が推し進められ、子供たちの心にふるさとと思う心が育っていると考えております。

古田東一議員がお尋ねの薩摩藩によるお手伝い普請についての学習も、学校の授業の中に位置づけられております。そして、その年の終わりには、その学習の成果を保護者や地域の方々に伝え、ふるさとを愛する心を広めているところです。

輪之内町の教育を指導・支援し、向上を図る立場としては、私は子供たちを初め、町内の多くの人々にふるさとを愛する心を一層高めていくことが極めて大切であると考えています。

御指摘の薩摩藩による宝暦治水の偉業に感謝する県指定の薩摩堰遺跡並びに薩摩堰治水神社の周辺が工業団地化されてきたことに関しては、神社の周辺の雰囲気について一考を要するという考え方がある一方、工業団地化のきっかけが地元要望であることを考えると、時代の波はこの地域にも押し寄せてきているということを痛感せざるを得ません。

「衣食足りて礼節を知る」という言葉がございます。地域の人々が豊かに生活できることが、ひいては先人への感謝の気持ちを高めることにつながるものと考えています。

その意味でも、工業団地と史跡とがお互いを主張することなく、共存できる方途を探ることが私たちの役割ではないかと考えております。

以上で、古田東一議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

（2番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

先ほどの町長の答弁で、土地開発公社については、今のところ計画はないという御答弁でございました。7億円の預金があるわけですから、それをそのままにしておくんじゃなくて利用していただけたらよいかと思えます。

22年ごろに婦人が購入された土地を計画の中に取り入れられてはいかがでしょうか。町長の権限を使えば、常識さえ捨てれば何でもできる。

町長が県庁職員当時は、地元の行事、催し等には、若げの至りで余り協力的でなかったと承っておりますが、そういう声に心当たりはありませんか、お聞かせください。以上です。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

まず、土地開発公社の余剰資金とも言うべき7億についてどう考えるかという話でございしますが、これにつきましては、先ほども申し上げたとおり、非常に今計画が立てづらい状況になっておりますけれども、当然のことながら、これを有効に活用することを放棄したわけではございません。

ちなみに申し上げますと、これは平成19年ごろに1億4,000万ほどの資産であったものが、26年度末で約7億ほどにまで資産が増加しております。これは土地開発公社が非常に努力された成果でございしますので、その努力の成果をより一層生かすという方向の中で、これからも事業計画等について精査をするようお願いをしまいたいと、そんなふうに考えております。

それから後半部分については、私、ちょっと今聞き漏らしましたので、よく質問にお答えできるように頭の中が整理されておられませんので、御了解いただきたいと思えます。

（2番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

今、とりたてて計画はないという御返事でしたので、大変言いにくいことではありますが、農業委員会の会議録を閲覧しますと、22年ごろに婦人が購入された土地を計画の中に取り入れられてはいかがでしょうかとお聞きしたんです。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

ようやくその話の内容というのが理解できましたけれども、あれは私の話ではありませんので、その件についてお答えいたしかねますけれども、特段、農業以外の利用を目的として取得しておるものではないとだけ聞いておりますので、その点だけはっきりさ

せておきます。

○議長（高橋愛子君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後0時58分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、議第30号から日程第8、議第35号まで及び日程第9、請願第4号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に提案説明、議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成27年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査を付託されました案件について、6月15日午後1時から及び16日午前9時30分より、協議会室において全委員の出席と町長初め執行部、関係職員出席のもと、審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、仁木コミュニティ防災センターは、築何年経過したのか、あわせて耐震性はどうかに対し、当防災センターは昭和59年3月に完成しており、築31年を経過している。また、耐震性については、建築基準法が昭和56年に改正された後に設計、建築した建物であることから、法改正後の耐震基準は満たしているとのことでした。

仁木コミュニティ防災センターは、随所の修繕を繰り返しているが、今後も修繕を繰り返し利用していくのか、それとも、過去には周辺一帯を含めて整備するような話もあったが、そういうビジョンはあるのかに対し、仁木コミュニティ防災センターの周辺には、旧西美濃農協の仁木支店跡地やその他の土地があり、周辺一帯について、これまでも絵を描いてきたが、現時点でいつ何をするのかというのは、いまだ具体的ではない。

今後も、絵を描き直したり、いろいろな手続をとったり、また相当な時間を要するので、今回、エアコンを設置して、当分の間は利用することになるとのことでした。

取りつけようとしているエアコンは省エネタイプかに対し、省エネタイプを設置することでした。

仁木コミュニティ防災センターの利用状況はどうか、定期的に利用している団体はあるかに対し、定期的に利用している団体もあり、そのほか会合や集会などで利用されている。また、夏になると留守家庭児童教室として利用されるとのことでした。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、大吉新田水防倉庫を撤去するが、防災拠点に水防倉庫をつくるのかに対し、避難所、水防用資機材等も保管できる施設を考えているとのことでした。

水防用資機材をどこに移設するのかに対し、松内、塩喰及び福東の水防倉庫にくいなどを、役場に工具、機材などを一時保管することでした。

防災拠点の埋立期間はに対し、五、六年を計画しているとのことでした。

これは国と町をあわせてかに対し、国と町をあわせてのことであるとのことでした。

小型ポンプ積載車の更新には小型動力ポンプも含まれているのかに対し、小型動力ポンプの更新は平成30年となっており、積載車のみ更新であるとのことでした。

積載車のみで約1,000万円は高いのでは、また内容はどのようなものかに対し、主なものとして、車両本体250万円、車両後部のレール部分等の艀装が420万円、格納式ホースカーなどが含まれているとのことでした。

四輪駆動なのかに対し、二輪駆動であるとのことでした。

積載重量はに対し、1.25トンであるとのことでした。

災害時に備えて四輪駆動を検討してはどうかとの意見がありました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長に説明を求めました。

ふるさと納税に対する現在の進呈品はに対し、寄附金額に応じ、徳川将軍家御膳米と御膳酒4合瓶を進呈しているとのことでした。

進呈品の内容についてはリニューアルするため、現在、庁舎内で検討しているとのことでした。

徳川将軍家御膳米2キログラム1袋の価格はに対し、630円とのことでした。

新しい進呈品はに対し、案の段階ではあるが、清酒「大輪」や、季節の野菜、けんがい菊などを考えているとのことでした。

新しい進呈品についてのアイデアを募集したか、特産品は輪之内町産だけに限定しているのかに対し、アイデアは募集していない。輪之内町を応援する寄附金であることから、輪之内町の特産品で考えているとのことでした。

平成26年度の寄附金額の実績と内訳はに対し、この寄附金は使用用途を指定して寄附

を受けており、自然環境の維持保全に関する事業に3件、11万7,890円、次世代育成、学校教育の充実に関する事業に1件、10万円、文化財の保全、伝統行事の振興に関する事業に1件、5万円、その他目的達成のために町長が必要と認める事業に6件、77万円、合計103万7,890円で、県内4名、県外6名の方から寄附を受けたとのことでした。

これまでの寄附金額の実績はに対し、自然環境の維持保全に関する事業153万5,114円、次世代育成、学校教育の充実に関する事業14万円、文化財の保全、伝統行事の振興に関する事業5万円、その他目的達成のために町長が必要と認める事業77万円、合計249万5,114円とのことでした。

平成26年度に収入したものであれば同年度中に積み立てるべきではに対し、そのとおりであるとのことでした。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、道路調査測量の路線は確定しているのかに対し、福束、路ノ割、道下については確定しているが、新養老大橋、南濃大橋については、養老町、海津市の接続もあり、新養老大橋（仮称）架橋建設促進期成同盟会で決定していくとのことでした。

水路調査設計の発注時に気をつけていることは何かに対し、現況水路では2枚当てが原則であるが、流末水路の敷高や工事費用を含め、3枚当ても検討していきたいとのことでした。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、軽トラ朝市は何年目になったかに対し、3年目になったとのことでした。

朝市出店者から出店費を取らずにいつまで運営するのかに対し、出店費を取らないで始めたので取る予定はないとのことでした。

最初はよいが、育ってきたら、それなりの経費を取るのが筋ではないのかに対し、売上報告をさせているが、売り上げが少額、利益が出ていない人のほうが多いので取りづらい。出店費を取り出すと、出店を取りやめると申し出る人が多くなると思うとのことでした。

定額とは言わないが、売り上げの1%とか、少しでも負担させれば意識が向上するのではに対し、現在、まだひとり立ちできていないと思われるので、あと三、四年は育てたいと思っているとのことでした。

ホッとステーションの契約はいつまでで、その目的はに対し、平成28年10月までで、地域振興とにぎわいの創出が目的とのことでした。

お客さんの対象はどうか、また町外者の利用が多いと聞くがに対し、高齢者を対象としているわけではないが、実際は高齢者が多い。町外者の利用までは把握していないとのことでした。

既存の喫茶店との競合はに対し、民業圧迫になっているというような申し出など、現状で苦情などはないと聞いているとのことでした。

100円で利用でき、触れ合い、にぎわいの場としてよいきっかけでいいことである。利用者等の実績はに対し、4月からの利用者数は1,535人とのことでした。

観光ナビを訪れる人は野菜の直売やサロンのことを聞きに来る人ばかりだがに対し、今後の運用について観光委員会で提案するとのことでした。

福祉的な目的で料金に差をつけてはどうかに対し、提案として伺うとのことでした。

議第30号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第32号 平成26年度輪之内町水道事業の決算の認定について及び議第33号 平成26年度輪之内町水道事業の剰余金処分についてを一括議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、長期前受金戻入とはどのようなことかに対し、減価償却資産の補助金相当額を収益化するものとのことでした。

給水人口、戸数はどうして変動しているのかに対し、人口の算出方法を改めたため、輪之内町の住民人口をもとに、福束川西と塩喰川西の戸数と人口を差し引き、養老町分を加え、井戸利用戸数を差し引いたものとのことでした。

井戸利用者の戸数と人口はどれだけかに対し、戸数は68戸で、人口は213人とのことでした。

井戸利用者のために水道の供給は行わないのかに対し、水道の供給のための水道管の延長工事は、過去より自費工事として行っているため、要望による公費による管路の延長は行わないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第32号及び議第33号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第32号 平成26年度輪之内町水道事業の決算の認定については原案のとおり認定すべきものと決定し、議第33号 平成26年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第35号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の制定についてを議題とし、経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、委員の構成について、人数は議員1名となっているが、経営戦略課で決めたのかに対し、まち・ひと・しごと創生法で人数は特段定められていないが、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等から成る組織を編成し、広く関係者の意見を反映する旨の要請があったため、構成を、産業界3人、行政機関1人、教育機関1人、金融機関2人、労働機関1人、メディア1人、議会1人、

計10名とした。その他、公募で10名募集し、合計20名で考えている。議会からは組織を代表して議長に就任をお願いした。骨子及び素案を作成した段階、完成前などの機会に全員協議会で説明したいとのことでした。

総合戦略に対して国からの予算措置はあるのかに対し、さきの平成27年3月議会で議決をいただき、平成27年度へ繰り越した地方創生先行型交付金が財源であるとのことでした。

5年間の計画か、長期的な取り組みが必要なのではに対し、国の示した計画期間に合わせて設定した。現段階での財源措置は平成31年度までのため、5年間で設定した。平成32年度以降も継続されると思うが、現段階では未定であり、まず5年間、人口減少の克服等に向けて取り組んでいくとのことでした。

総合戦略を策定する時期はに対し、国からは平成27年度の早い時期に、遅くとも平成27年度中に策定するよう要請を受けており、当町も早い時期に委員会を立ち上げ、5回の会議を経て計画を策定したいとのことでした。

公募10名とあるが、実際に募集はあるのかに対し、総合計画策定時には13名、行財政改革大綱策定時には6名の応募があったので今回も応募はあると思うとのことでしたが、委員より、いろんな意見を吸い上げる意味でも若い世代にも委員に参加してもらうよう促してほしいとの意見がありました。

まち・ひと・しごと創生法の主目的である具体的な人口減少対策はあるのか、現状はどうかに対し、現象としては、自然減、社会減があるが、当町では自然減の要因となる出生率と死亡率はほぼ均衡しており、社会減の要因となる転出により人口が減っていると考えられるが、近隣の市町に転出する割合が高く、社会減対策に取り組む必要がある。そのためには、輪之内町に何が足りないのか検証する必要がある。具体的な施策については、この総合戦略推進委員会で検討するとのことでしたが、委員より、人口減少を克服するには、企業を誘致し、安定した経済基盤を築くことが有効な施策の一つであると提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第35号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第35号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、請願第4号 安全保障関連法案に関する意見書採択を求める請願についてを議題とし、紹介議員の森島正司議員から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、安全保障関連の11本の法案は、いい悪いにかかわらず、今国会で慎重に審議してほしいという意味かに対し、そのとおりとのことでした。

近隣の市町、県議会のこの法案に対する意見はどうかに対し、海津市は請願を採択したが、県議会は不明とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第35号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、請願第4号 安全保障関連法案に関する意見書採択を求める請願について、採択すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、請願のところで海津市の状態を説明がありましたけれども、海津市は請願ではなくて意見書の採択というふうで、請願は出されていなかったと思いますので、ちょっと訂正しておいていただきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

請願ではなく、意見書ということでございますね。はい、わかりました。訂正をしておきます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 小寺強君。

○文教厚生常任委員長（小寺 強君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成27年第2回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、6月15日午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、会計管理者、調整監及び各関係課長、担当者の出席のもと、審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

初めに、議第30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受け、質疑に入り、主な質疑は、戸籍システムの更新はマイナンバーに伴うものかに対し、マイナンバーとは関係なく、5年に1度の更新であるとのことでした。

ラックは買い取りなのか、リースしていくものなのかに対し、8月にリースが切れ、それを買い取り、更新後に使用していくもので、支払いは1回限りとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受け、質疑に入り、主な質疑は、不妊治療助成に国の支援はないのかに対して、町への直接の支援はないが、男性不妊治療については、国が県に対して特定不妊治療費助成に上乗せして支援しているとのことでした。

時間外勤務手当の増額と賃金の減額との関連はに対し、時間勤務手当は、土曜保育の時間拡大と延長保育従事者の増員による正規保育士分の増額である。また、臨時保育士が勤務体制により延長保育に従事できない場合は正規保育士が代行することから、時間外勤務手当を増額するかわりに臨時保育士の賃金を減額するものとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受け、質疑に入り、主な質疑は、今まで教育委員会の会議録はどのように作成していたのかに対し、職員が要点筆記で作成していたとのことでした。

現在の教育関係施設のAED設置場所はに対し、各小・中学校2台ずつとアポロンスタジアム1台の計9台であるとのことでした。

AEDの使い方の研修はに対し、7月にスポーツクラブ主催のAED講習会の実施を予定しているとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

議第30号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、住民課長から説明を受け、質疑に入り、主な質疑は、給与の総額は、人事異動に伴い、給与の高い人に交代したということか、人数、職務内容は変わらないのかに対し、職務内容、人数は変わらない。配属された者により給与の総額に差が生じたとのことでした。

職務に対し適正に配置されているのか、職務が同じレベルの人が異動によって配置されるべきだ。職務が変わらないのに、給与が減ったりふえたりしている。同じ職務なら、

同じ給与の者を配置すべきではないかに対し、一般論ではそのとおりであるが、規模の小さい組織では同じレベルの者の異動は難しい。今回の異動で個人が特定されてしまうが、前任は主事、後任は係長である。特別会計で支払うか、一般会計で支払うかの違いであるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

議第31号について討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第31号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第34号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、福祉課長から説明を受け、質疑に入り、主な質疑は、現行の保育園とこども園の相違点は何か、またこども園での3歳未満児の預かりはに対し、3歳以上で保育が必要でない子は、1号認定として通園できるようになり、保育が必要な2号認定の子と一緒に幼児教育を行う。3歳未満は、3号認定として保育を行うとのことでした。

1号認定は延長保育を利用できないのかに対し、今年度は特例で1号認定の子を保育園に受け入れているが、家庭以外での保育を必要としない子が1号認定のため、朝夕の延長保育は実施しないとのことでした。

認定区分の変更や延長保育の利用は、すぐに対応できるのかに対し、認定区分は保護者の就労状況の変化により随時変更できる。延長保育の利用は、原則として前月の15日までに申請することになっているが、緊急時は対応するとのことでした。

サービスが低下することはないのかに対し、こども園になることでこれまでなかった幼稚園機能を持つことになり、幼児教育が充実するとのことでした。

こども園の利用料はどうなるのかに対し、国が定める負担水準を参考に、現行の保育料も考慮しながら決めるとのことでした。

こども園についての保護者への説明の予定はに対し、子ども・子育て会議委員として、保護者代表とPTA代表の2名を委嘱している。こども園への移行については、今後、保護者説明会を開催する計画であるとのことでした。

こども園では幼児教育の免許が必要ではないかに対し、幼稚園教諭と保育士資格の両方を持った保育教諭が必要となるが、5年間は経過措置がある。現在、町の正規保育士は、全員両方の資格を持っており、臨時保育士の1人だけが保育士資格のみであるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

議第34号について討論に入り、利用料が決まっていないほか、町民の要望や保護者の意見が反映されていないので反対であるとの反対討論がありました。また、よりよい輪之内町の子育てにつながる条例であるので賛成である、子育て支援が充実し、今まで以上の施設になるので賛成である、特定区分の変更も弾力的に運用されているので賛成で

あるなどの賛成討論がありました。

異議があるので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第34号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第30号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第31号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第31号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第32号 平成26年度輪之内町水道事業の決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第32号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 平成26年度輪之内町水道事業の決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第33号 平成26年度輪之内町水道事業の剰余金処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第33号について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 平成26年度輪之内町水道事業の剰余金処分については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第34号 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例について、反対の討論を行いたいと思います。

当町の保育事業がこの条例制定、認定こども園になることによって保育事業がどのように変わっていくのかと、あるいはこの保育料金がどのようになるのかと、こうやって保護者や、あるいは対象児童の今後の育成にどういう影響を及ぼすかということをしつくりと審議すべきであったと私は思います。しかし、この審議の中において、まだ決まっていないこととか、聞いても十分納得できるような説明が少なかったということで、どういう影響があるかということを確認に把握することができなかったというのが現実であります。

特に保育料がどうなるかということにつきまして、まだ決まっていないというのが現実であります。しかし、この3月議会で決めました輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例で定めとなっているわけですがけれども、輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例というのは4月1日施行になっている。3月議会のときに料金はどうなっているかと聞いたときに、まだ決まっていないからわかりませんということでしたけれども、それはまだ3月の議会ですから、4月までにまだ決まっていなかったのかもしれませんが、けれども、4月1日にこれは施行されておる。であるならば、現在で決まっていないはずがないのではないかというふうに思うわけです。それがこの間の委員会でも、まだ料金は決まっていないという説明でした。したがって、現状よりも料金が高くなるのか、安くなるのか、料金体系はどうなるかということが、これは新旧対照表のようなもので比較して説明してもらおうというのが本来のあり方だと思います。ところが、それが一切なかった。まだ決まっていないということでした。そういうふうに、一体どうなるのかということがわからないまま採決するというのは、全く非常に無責任だというふうに思います。

しかも、保育時間につきまして、従来は8時半から16時半まで、必要に応じて延長保育が7時半から19時までというふうになっているわけですがけれども、1号認定になると、これは8時半から13時30分までに短縮されてしまう。希望者については16時半まで

預かり保育だけが認められるとかということですがけれども、その制度がどのようなものなのか、保育内容がどういうものなのかといったことも一切説明がない。

このようなことで、よくなるというふうに、結論はどうやって導き出したのかというようなことを思うわけであります。

賛成討論で、3人の方がよくなるというふうで賛成されました。どういう理由でよくなるというふうに思われたのかわかりませんが、何の説明もないまま、よくなるという根拠がわからない。今後、私の後に賛成討論をされると思いますけれども、ぜひとも何がどういふふうによくなるのかということをお願いしたい。そういうことで、このような条例に賛成することはできない。

それからもう1つ、これが保護者にどのように説明されているかというようなことについても、今の委員長報告にありましたように、会議の中でわずか2人の方に説明しておるだけだと。うちへ帰って若い者に聞いたんですけれども、そんなこと知らないと言っていますけれども、結局、その変更ということが周知もされていない。そして、この変更というのが、本来なら保護者からの要望、意見を聞いて、そしてそれに従って決めていくのが本来のあり方だと。住民の声も聞かずに、ただ、国の方針に盲目的に従っているだけだというふうに私は断じざるを得ないというふうに思います。

このようなことで、町民の保育事業が本当によくなるかどうか、私は疑問であり、これは賛成できません、反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

ただいま森島さんが反対討論を行いました、施行は今年度の4月1日とおっしゃられましたけれども、これは28年4月1日からということになっておりますことをお気をつけくださったほうがよいと思います。

それと、これはよりよい輪之内の子育てにつながる条例であると、私も賛成しております。子育て支援が今まで以上の施設になるので、これもよいと。

それから、認定区分けの変更も弾力的に運営されるので賛成であるとの意見もありますので、私はこれは非常によい条例だと思っております。賛成であります。以上であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

賛成の立場で討論したいと思います。

認定こども園になると保育園から幼稚園機能も兼ね備えたということになって、幼児教育がより充実してくると、これは子育ての向上にもつながるということで、大変賛成であります。

また、保育料の関係ですが、国の負担水準を参考に、以下の料金で決めるということをお委員会でも御説明をいただいておりますので、従来の保育料と何ら決め方については変わらないのではないかというふうに思っております。

また、反対討論の方が若い者に聞いたらとおっしゃいましたが、私も子供がおりますので聞きました。まだ決まっていなただけど、こういうふうに認定こども園になると、幼稚園機能がつながってくるよと言ったら、大変興味を示して、やはり保育園よりも、最終的には入学前の幼稚園の重要さに若い母親は興味を持っております。

そんな意味において大いに期待ができるという、いい条例でありますので賛成をしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決します。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第35号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号 輪之内町総合戦略推進委員会設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第4号 安全保障関連法案に関する意見書採択を求める請願についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号 安全保障関連法案に関する意見書採択を求める請願については、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第10、発議第4号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

森島正司君。

○9番（森島正司君）

先ほどは請願を採択していただきまして、ありがとうございました。

それに基づきまして、意見書の提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

発案書。

発議第4号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書について。「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書についてを次のとおり発案する。平成27年6月19日提出。提出者、輪之内町議会議員 森島正司、賛成者、北島登、賛成者、森島光明、賛成者、田中政治。輪之内町議会議長 高橋愛子様。

意見書の内容を朗読させていただきます。

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書について。

政府が今国会に提出した「安全保障関連法案」については、戦後長きにわたって専守防衛に徹するとした我が国のあり方を大きく変えるものであって、全ての国民にとって極めて重要な法案であるにもかかわらず、余りにも複雑難解であること、実質11本に及ぶ法案を一括して3カ月以内に一举に成立させようとするには無理があります。

以上の理由から、法案の慎重審議を行い、国民的議論を十分尽くすことを強く求めます。

以上地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成27年6月19日、岐阜県安八郡輪之内町議会。内閣総理大臣 安倍晋三様、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山崎正昭様。

以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第4号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書については、原案のとおり採択されました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（高橋愛子君）

これで本日の日程は全部終了しました。平成27年第2回定例輪之内町議会を閉会します。

8日間にわたり極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。大変御苦労さまでした。

（午後1時45分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年6月19日

輪之内町議会 議 長

署名議員

署名議員